

東浦の生業と協同

—韓國漁村調査報告—

末
成
道
男

Subsistence Activities and Associations in a Fishing Village on the East Coast of Korea

This paper discusses the features of grouping for subsistence activities and *kye* (rotating credit association). The fishery of the village is characterized by the small size and varieties of activities. The boats are less than three tons and only 21.4 % of them are equipped with oil engines. Subsistence activities are fishery and farming. The major catch of fish comprises sardine, cod, filefish, flatfish, mackerel, sea bream, cuttlefish, octopus, earshell. They gather and cultivate sea weeds. The 42 households of villagers also recently bought and cultivate a considerable amount of paddy land (40a per households) located about a fifty minutes' walk away. They nonetheless regard themselves as fishermen, though farming is also important economically.

Though many activities are practised by household members, there is some cooperation with other household members. From the analysis of data on these cooperative activities, we find the following results:

1. The overlapping of members are rare in most of these cooperating groups.
2. There are only a few cases in which the crew of a boat are mainly composed of patrilineal kin.
3. Affines are also mobilized only in limited cases.
4. Most cooperative work is done by members of several kin groups.
5. The core of the grouping is of the same age stratum.
6. The *kye* cover only part of the households in the village.
7. Reshuffling of groups often happens which reflects the fluid nature of the interpersonal relationship of members.

So, we may conclude that subsistence and *kye* groups are composed by several principles reflecting the position of individual members at one time point. They choose and manipulate some connections out of their own human resources.

本論は、韓國東岸の一漁村東浦の生業とそれに関する協力関係について述べ、その在り方がどのようなものか、とくに契組織との対応の有無を中心見てゆきたい。すなわち、生業面でのグループの検討を主眼とし、東浦の概況や洞祭を扱った前著と共に、韓國漁村の社会結合についての考察の一部をなすものである。⁽¹⁾

漁業といつても、その形態や規模は多様であり、それを明らかにしないと生業活動が社会結合にどのような関連を有しているかは把握しえない。漁業は危険を伴なうので信仰心を高め村の結合を強めるとか、自然条件による漁獲の変動や市場価格の激しい上下など外的要因による度合が大きいことから投機性が強くなる、あるいは漁場の使用をめぐって排他性や個人主義が強くなるといった常識的な命題は、どのような形で漁をしているかによって全く成り立たない場合もありうるのである。社会結合に関していえば、出漁や採取のための協同の必要は一定のグループの結びつきを強化する可能性もあるが、末成（一九八二、一六〇以下）でみられたような洞内外の激しい流動性とどのように結びつくのだろうか。まず、本洞での生業の特徴を具体的に明らかにしてゆきたい。

もちろんこののような多様性のなかで、東浦は個性をもつた一村落であり、はたして韓國漁村の標本として妥当か否かの疑問が生じるかも知れない。筆者としても、この資料から一般論を開拓するつもりはないが、個々の条件を明らかにした上で何らかの普遍的特徴を取り出すことができれば、限定条件下での代表性といったものを認めて良いのではないだろうか。現在の東浦洞民は、その半数近くが水田を所有耕作するなど農業の比重も小とはいえないが、漁民であるという意識は強く、農業を副次的なものとみなしている。これは、立地条件や、水田の購入 자체が比較的の最

近であること、伝統的に田畠の収穫物は自家消費に当たれ水産物が現金収入源となっていたことに由ると考えられる。

一、漁業

本洞の漁業は、沿岸での海藻採取、ワカメの養殖と小船による漁撈が主体をなしている。C洞やし洞など近隣の漁業基地からの遠洋漁船あるいは釜山からの外航船への乗組みは、数も少なく、洞内の留守家族の生活にとっては、都市や中近東への出稼ぎと同様の効果をもつて留まる。

東浦の漁撈は、全国的にみても零細な規模に属す。一人当たり所有船隻数は、〇・一一隻と平均〇・〇七隻を上回るが、一人当たりトン数では〇・一〇トンと平均〇・七五トンをはるかに下回っている。これは、沿岸操業のため伝馬船か、大きくて定置網用のはしけを除き三トン未満の小型船であることに由る。動力化率も一一・四%と平均の三四・五%を下回っている。⁽²⁾

以下の零細沿岸漁業の内容について、海藻採取、養殖、潜水や刺網、定置網による漁撈など順をおって見てゆくことにしておきたい。

a 岩ワカメ 本洞の海岸は、巨岩の多い荒磯となっていて、ワカメが自然に成長する岩に恵まれ、東海岸一帯でも有数の天然ワカメ産地として知られている。ワカメ岩にはそれぞれ固有名称がつけられ、洞では毎年個々の岩の採集権をクジ引きにより割り当てると共に、残りの岩の権利を洞内の希望者に入札で渡し、その収入を洞公共の費

用に充てて いる。⁽³⁾

この権利の分配については、洞民の合意による規約があるが、十年前に定めた現行規約の内容の要点はほぼ次のようなものである。

①洞内分家者や他地よりの転入者は十五年で同等の資格をもつ。

②他地（洞外）よりの転入者は、加入金十万ウォンを支払い、初めて岩ワカメの行事に参加しうる。また、他地への分出者は権利を失う。

③家族には二十歳以上の男子を含む三人以上とし、かつ戸籍で認定しうることが必要である。

④軍隊や職場に行くための他出の場合は、権利を保持しうるが、出嫁女子や全家族をあげての職場転出者は権利を失う。

⑤甲は十五年以上、乙は十年以上、丙は五年以上、丁は二年以上、戊は新参の者とする。

⑥家族に関し前項に該当しない場合、男子は乙にも、女子は丙にもなりえない。戸主のみの職場転出の場合も乙以上になりえない。

⑦三人以上の家族でも男子が年齢に達していなければ、順序に照らし乙には該当しうる。

⑧甲に該当する三人以上の家族で、戸主が死亡した場合、当年はワカメ岩の行事にそのまま参加し、翌年から規定に従う。

三年前に、この規約のうち甲となるための年限を分家者十三年、転入者十八年と改めている。さらにその翌年、移入者加入金を二万ウォンとし、その支払後ワカメ岩の分配に与れるようにしている。また、必要年限も表1のようにな

表1 ワカメ岩の分配ランクの変遷

	甲	乙
1950年以前	20年以上☆	新参者*
1950年	25年以上	新参者*

	甲	乙	丙	丁	戊
1969年	15年	10年	5年	2年	新参者

	甲	乙	丙	丁
1976年	{分出者13年 移入者18年	8年* 13年*	3年* 8年*	新参者* 3年*
1977年	{分出者8年 移入者13年	3年 8年	2年 3年	新参者 2年

(凡例) ☆かつ船に乗っていること
*直接の記載なく村人の話からの推測

五年ずつ短縮するなど大幅に緩和したため、岩も一個に三名ずつに分け、二個を割り当てている。このような変化の背景には、ワカメ岩の価値の相対的变化がある。

岩ワカメは、養殖ワカメの技術が普及し盛んになった現在でこそ、その相対的比重が減少しているが、十数年前までは本洞の富の主要な源泉であった。現在、四班に分かれ耕作している洞の共有田は、当時のワカメの収入を基に購入したものであつたし、個人有の水田購入資金の多くもワカメの収益によつていた。このため本洞へ移入する者も多く、戸数増加と共にワカメ岩への権利の規定も厳しくならざるを得なかつた。

かつては、ワカメ岩利用権の分配に関するランクは甲、乙二段階のみで、甲は二十年以上住みかつ船で操業している者に限られていた。

例 25'F 62は、本洞に一九四六年來住し船の持主であったが、足が悪く自ら船に乗つていなかつたので年限をすぎても乙のままだつた。

韓國動乱（一九五〇～）以降、戸数が増えたので、年限を一

十五年に延長し、五十個余りだった石の数も分割して増やした。ランクも一九六九年の規則では甲～戊まで細分された。しかし、分出者や移入者が激増するとその要求が強くなり、また恐らく岩の経済的価値が相対的に下落したことであって、年限などの条件がゆるめられ現在に至っている。

この権利に関して注目されるのは、家族の認定の仕方である。親と同居していることが条件となる。すなわち、長男であっても同居していなければ、相続できない。

例 81 E 40は、末子であるが父の死亡後も母 81 e 74 と同居扶養している。その兄 19 E 55 は長男でありながら他出し、結婚して帰洞したが、親とは別居しているためワカメ岩の権利は受け継がなかった。

例 100 a 60 は、次男 100 A 25 といっしょに暮している。しかし、次男は家を建て生活は独立したものの中洞に正式に加入の中告をしていないので、ワカメ岩の権利はそれまで 100 a 60 が同居していた長男 40 A 37 のところにある。

例 5 B 63 のワカメの権利は、釜山に他出した長男、洞内に分出した次男 67 B 33 ではなく、現在同居している 5 B 19 が将来とも本洞に住めば、引継ぐことになるであろう。

また、養子が果たして同居しているか否かを実際に観察してその結果によりワカメ岩の権利を認定しようという洞会の決議にも現われている。⁽⁵⁾

岩の分配は、旧八月中に各自所属のワカメ牌ごとに四人の牌長の家に分かれて集まりクジびきによって行なわれる⁽⁶⁾。第一回目のクジで、各ランクごとの組分け（甲は三人、乙は六人、丙は九人、丁は十二人とランクにより組の人数が異なる）を行ない、第二回目のクジを組の代表（年長者とは限らずその場でクジ運の強そうな者）がひいてどの岩かを決める。同じ組の者は、共同で作業し収益を分配したりする場合はもとより、初めから別々に管理するにして

も、その境の設定や岩みがきなどで交渉を持たざるを得ない。頗ぶれで面倒だと思つたり、労力などの条件が揃わない時は組仲間や他の洞内の者に権利を有償で渡すこともある。

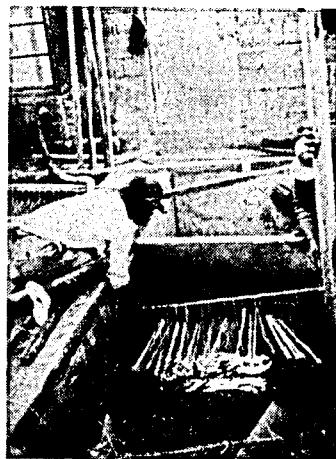
分配が終ると、残った岩の入札が始まるが、重九（九月九日）の洞祭時洞内は静かにしていなければならぬので、いったん中断し洞祭終了後再開される。甲以外の落札者は、甲の分配を受ける者一名を保証人として立てる。また、風浪によって千切れたワカメを船に乗って拾い集める権利も同様入札によつて決められる。ただし、潜水用具の使用は禁じられている。

酒を飲みながらの入札の雰囲気は賑やかで、ワカメの価格の変動や収量の豊凶などの投機的要素を見込んで、かなり高目に競り上げられているように見える。しかし、「25」の今年の収入（単価は高いが不作であった）から岩一個当たり二十万ウォンと推定すると、落札平均額十三・五万ウォンであるから、收支計算をふまえたものであることがわかる。なお、ワカメの岩および干し場としての浜辺は、末成（一九八二、一八三）に記したように四組のワカメ牌に分割され、公平を期して毎年持場を移動している。このワカメ牌が末成（一九八二、一八四一、一八五）の表に見られるよう、地域的まとまりと合致しないものが多い。これは、端数調整のため乙以下の者若干名を配置換えすること、および洞内における住居の激しい流動性によるものと考えられる。⁽⁷⁾

b 繁殖ワカメ 本洞において、繁殖ワカメの収入は現在岩ワカメのそれの一・五倍近くを占め、重要な収入源となつてゐる。ただし、その導入は比較的新しい。本洞では、約十年位前5B63が始ま⁽⁸⁾、調子が良いので八年前16H42、77A49らが株を組織して本格的に始めた。当時は、他にやっているものも少なかつたので値段も良く、利益が多かった。まもなく、皆が真似て大量に出廻ってきたため労賃を計算すると殆ど残らないこともある。しかし、都市や遠洋航海に出稼ぎに出ない限りまとめた現金収入の機会は少なく、「38」、「59」、「74」、「98」のように、主要な取

入源としている家もある。また、岩ワカメと同様、豊凶の差は倍近くもあり振幅の多い価格変動も加え、投機的性格をもつていて、さらに、養殖技術や管理によつてもその収量に大きな差がつく。

三月～四月中旬、「ワカメの耳」（胞子葉、日本でも俗に耳ないしメカブと称される、ワカメの根元の玉状のこと）を採取。日陰に入り二四時間乾燥した後、十五～十九度Cの海水が入った培養タンクに浸し遊走子を放出させる。これをタネ糸に付着させ、新鮮な海水を三日に一度交換しながら六ヶ月余り培養する。一方、養殖圃場となる海上の網を引き揚げ、付着した雜海草や貝類を除き、張り渡しておく。十月～十一月タネ糸を網にからめるよう巻きつけ、翌年三月～四月に成長したワカメを収穫する。



培養タンクにワカメの種糸をつける。

したがつて、各過程においてかなりの技術と労力が必要であり、導入初期から続いている16H42の他は、組を結成し培養や網の手入れなどを共同で行なつてゐる（組の構成については、表6を参照）。収穫も以前は共同でやつていながら、定置網組を除く六組では三年前から各自家ごとに干すようになった。干場は七個に分割し場所を定めている。定置網の十三人組でも、管理や収穫に定置網用の船を使い、その後の作業も共同で行なつて売却代金を分配していたが、現在では乾燥の段階から各自で行なうようになった。その方が仕事が丁寧で製品の質が違うという。培養場、基網、アンカーなど各組の共有財産は時価にして一名分約五十万ウォンで、その持分は売買の対象となる。

ワカメの収穫時期は、三月末から四月にかけてで、刈り取つて



ワカメ干し作業。小容器に入つておるのは作業の区切りごとにもらいうお礼の分。

天日干しに完全に乾燥状態にしないと質が低下するので、手を動かせる者を貰い、文字どおり全村総出で浜辺の仕事に取りかかる。昨年は豊作で人手が足りず村外からも応援を頼んだ。この場合、親戚関係が利用され、とくに妻の実家、母の実家、母方の四寸（イトコ）、嫁の実家、同姓親族の順で頼むことが多い。手伝いに対して、作業の切れ目ごとに、主人が自分で量で生ワカメまたは根ワカメ（メカブ）を配る。親戚には他人より多めにするという。手伝いは、これをまとめておき持ち帰つて干すが、一日で多くて七・八枚約四千ウォンぐらゐになる。

c ちぎれワカメ 台風などで海が荒れると、岩ワカメがちぎれ海岸に流れつく。洞ではこれを伝馬船で採集する権利を、岩ワカメの入札の際、落札者に与えられる。今年は約十五万ウォンであった。

船を使わず、岸で拾うのは自由なので、波の高い時、五・六メートルの竹竿を持ち岬の先端にかけつけ競争で拾いあげる。重い竿を使って足場の悪いところでの作業は、かなり危険であるが、上手な人になると早朝の数時間で日当を上回る稼ぎになる。

d 海苔 本洞では、ノリの養殖はしていないので専ら岩ノリ、つまり天然ノリの採取に限られる。岩ワカメと同様、岩ノリのつく主な岩を洞で入札により採



ちぎれワカメ拾い。台風後の高波で危険も多い。後方の小屋がワカメ培養場。

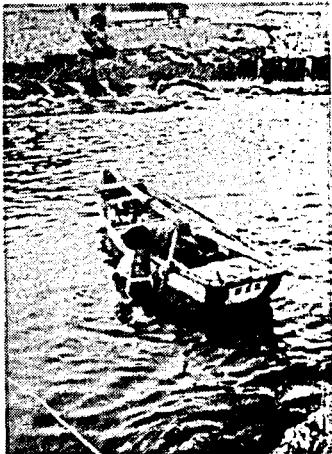
取権を分与する。採取の作業は晩秋から初冬への冷たい海水にねねながら、岩場の表面に付着したノリをかき集める。あるインフォーマントは、「ノリは女のつめの先から生まれる」と表現していた。落札総額は三十万ウォンに満たず、岩ワカメの十分の一にも達しないが、女の副業のうちではまとまつた収入源のひとつである。

e 海藻拾い ワカメ、ノリ以外の天草などの食用海藻やニナなどの小貝類の採集は自由なので、手の空いた女性が集め、自家用の一部を除き干しておいて市場で換金する。この収入は、洞全体の経済からみれば、微々たるものであるが、生産手段を持たない人々（在来、移入者とも）にとっての収入源として見逃せない。東浦では、働く気さえあれば飢えることはないと言われている一因は、この磯浜からの幸にある。

f 素潜り 主に、ウニの採取とワカメの深部にある岩をみがくため、女子がゴム製の潜水服をつけ潜るものである。以前は、専ら濟州島の海女が行なつていて、現在本洞の二人（29m 26, 46b 44）が見習つて引き受けている。ウニ採取など特に忙しい時は、落札者が濟州島の海女を連れてきて採らせることがある。かれらは海辺に簡単な小屋がけをして休むが、夜はし洞の宿に帰るので、東浦の

箱メガネで海底の魚貝類を採集。
後方は天日干しのワカメ。

潜水開始。上乗りが無線トーキーを持っています。



人々との接触はほとんどない。また、他地の者が潜ると資源が荒れる恐れがあると洞の総会で問題になることがある。

g 器具を用いた潜水 本格的な潜水で、送氣用の石油ポンプ、潜水夫との通信機などを備えた二トン余りの発動機船に潜水服を着けた潜水夫と、操船や送気を行なう一〜二名の上乗りが乗り組む。アワビ、ウニ、海藻の採取やモリを用いてタコやタイなどの魚を獲るほか、上記のようなワカメの岩みがきなども行なう。もとは、91N 35も操業していたが、現在では東浦で一隻のみしか免許が認められていないので、27C 29の船だけが出ている。船を使用しての漁業では、収益の高い方である。

h 伝馬船による採集・漁撈 東浦には、〇・二トンから一トンまでの櫓こぎ伝馬船が四三隻ある（表2参照）。大半はワカメの収穫、岩みがきなど忙しい時のみ使用され、ふだんは陸に引き揚げられている。すぐ漕ぎ出せるよう浜辺に用意してあるのは半数弱で、そのうち天

表2 東洋の船

調査番号	トン数 (E)	所 有*	港**	調査番号	トン数 (E)	所 有*	港**
1	3.77	N		1	30	34	MS
2	2.35	E	定置網組	2	31	35	MS
3	1	E	定置網組	3	32	36	MS
4	1.53	E	動力船組A	4	33	0.7	MS
5	1.93	E	動力船組B	5	34	0.6	S
6	1.55	E	動力船組C	6	35	0.7	MS
7	1.13	E	動力船組D	7	36	1	N
8	2	E	動力船組E	8	37	0.8	MN
9	1.33	E	動力船組F	9	38	0.5	MN
10	1.22	E	55, 83	10	39	1	N
11	0.5	2		11	40	0.5	68
12	0.5	3		12	41	0.5	70
13	0.7	4		13	42	0.7	71
14	0.5	5		14	43	0.5	72
15	0.8	7		15	44	0.5	73
16	0.6	8		16	45	0.5	74
17	0.7	9		17	46	0.7	76
18	0.5	11		18	47	1	78
19	0.5	13		19	48	1	81
20	1	14		20	49	0.5	82
21	1	16		21	50	0.5	85
22	0.8	20		22	51	0.5	87
23	1	25		23	52	0.5	88
24	1	26		24	53	0.5	90
25	1.52	27		25	54	1	94
26	0.5	28		26	55	0.5	96
27	1	29		27	31		98
28	0.5	33		28	33		
29	0.5	E		29	計	50	

* 数字は所有世帯番号。未成 (932:136) 図で、Nは [64], MNは [75], MSは [25], Sは [4] の東に面した浜。

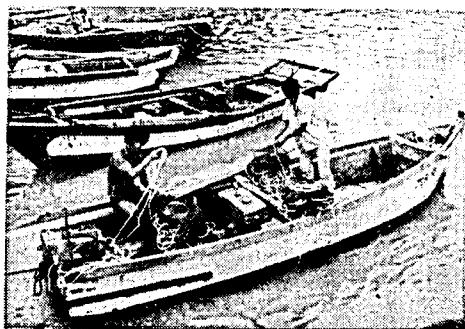
** 通常浜に引揚げる場所。未成 (932:136) 図で、Nは [64], MNは [75], MSは [25], Sは [4] の東に面した浜。



魚網整理。2人は父子。

気が良ければ常時出漁するのは、「5」、「6」、「7」、「13」、「28」、「31」、「33」、「34」、「45」、「54」、「67」など十隻余りである。「13」の13 A 25を除きいずれも年寄りで、タコやカレイの一本釣りによる自家消費と小遣錢程度の収入に留まる。なお「6」のみは刺網を用いており、次に述べる発動機船による漁撈に近い。夕方仕掛けで朝引き揚げ、日中は網の整理と修理を父子でやっている。「20」でも時々手持ちの網を岸沿いに仕掛け、比較的単価の高い魚を獲つて市場に持つてゆく。また、31-60は連日釣りに出、專業に近いが、その収入は僅かで生活保護費や妻の人夫貸を併せ生計を営んでいい。つまり、伝馬船は海の作業に不可欠のものであるが、生計を立てる生産手段としては多くの場合不充分である。

i 発動機船による操業 東浦には定置網用や潜水用船のほか、一～二トンの発動機船が十隻ある。このうち、「29」、「33」、「36」はそれぞれ個人で一本釣りに出漁しており、伝馬船の場合と同様のパターンに属する。これに対し、七隻は組をつくって出漁している。漁法は、主にテグリ（底曳き網）、刺網を用いて、カレイなどの魚をとっている。また、夏にはうけ（筌）を仕掛けアノゴをとる。伝馬船の一本釣りに比べ水揚げ量が大きいので収入も多いが、販売や網の整理にもそれだけ手間がかかる。早朝出港した船が帰ってくると乗組員の妻や年寄りたちが、午前中かかつて網さばきの手伝いをしている。組の共有資産として、おおよ



アナゴ出漁準備中の動力船。

そ船六十万ウォン、機械六十万ウォン、網八十万ウォン合計二百万ウォン位で、これを出資割りにしたものをカブ（株）と称している。このタイプの船では、出漁しない者が出資することはなく、出資割合は同額である。水揚げは多くて五万ウォン位あるので、魚が切れなければ収益は大きい。このカブはかなり頻繁に売買される。これは持主の経済的事情もさることながら、乗組員どうしの気が合わなくなることに由る。個人の意志が重んじられ、感情に対する束縛の少ないこの社会では、ともすれば分裂へと進みやすい。

ただし非出資者が上乗りとして乗り組むことはある。収益の分配は、船と網をそれぞれ一人分として計算する。

例えば、二人出資している船に二人が上乗り計四人で出漁六万ウォンの水揚げがあった場合、上乗りはそれぞれ一万ウォン、出資者は自らの乗組分二万と船、網の分を合せ二万ウォンとなる。

しかしながら、現在余剰労働力が少なく乗り手を探すのが難しく、タコ釣りのような不定期の場合には、船の分を勘定せず収益を均等に分ける例もでている。もともこれも慣習化しておらず、また出航前に明確に取り決めておかないと、両者の期待が微妙に食い違うこともある。これは、雇傭の期間などについても同様で、最初に条件を明らかにせず、双方の思惑のちがいで喧嘩別れになつた



水しぶきが上がる。魚がはね、中の中の定置網。

例もある。

J 定置網による操業 長さ約二百メートル、幅三十メートルの定置網を洞の沖合、水深三十メートルのところに設置し、十五人の乗組員でエンジンつき本船（一・四トン）、作業船（三・八トン）、伝馬船の三隻を操り、ブリ、マグロ、イカ、カワハギを獲っている。平年でも一株当たり五百萬ウォンの配当があるので、東浦ではもつとも高収益をあげている。とくに、昨年夏は、カワハギの豊漁で三倍近くの水揚げが一ヶ月ぐらい続き、その収入で水田を買入れた者も居たほどであった。そのため、株の価格も数年前の百二十万ウォンから五百萬ウォン、八百万ウォンと急上昇している。

しかし、作業はかなりきつい。漁獲は、漁場がすぐ近くにあるので、朝七時ごろ出発し九時ごろには戻ってくるが、網の整理と修理、交換、乾燥は、網が大きいだけに、集団作業によっていても時間がかかる。さらに、場所を移動したり、新しい網を作るとなると、網を固定する錘りとして、八十キログラムの砂袋八千個を人力でつけねばならない。投下の際バランスをくずすと転覆したり網にからまつて引きずりこまれる危険もある。一日五百個近くの作業を連日つづけるのは、中年すぎの者には楽な仕事ではない。それにも拘わらず、船長の73A64は別格として、43C58、79F51、42J49、36A47などが働いているのは、そのあとづきである長男の他出によるためである。⁽¹²⁾

定置網の組の資産は、船三隻や網、漁具、ワカメの培養場など、三千万ウォン余りである。出資者は、洞内十二名、隣のK洞一名の十三名であるから、一株当たり二百数十万ウォンであるが、年間配当が五百萬ウォン位になるの

で、その権利には現在八百万ウォンの値がつけられている。洞外の出資者は、自分の妻の四寸（イットニ）妹の夫42J 49（本洞在住）を四分六分（出資者が六割をとる）で上乗りとして傭って自分の代りに出させている。また、規模を拡げ仕事がきついので、非出資者二人（36 A 47, 88' B 31）を、四分六分（上乗りの取り分が、一株当たりの四割）で傭っている。なお、この二人は養殖ワカメの作業には関係していない。組員が出漁できない時は、自分で人を傭って（日当三千ウォン位で）代理として働いてもらう。労働事情を反映してか、親戚関係のある者かつきあいの深い近隣や友人などが出ることが多い。決算や相談ごとの際は、最年長者の船長宅〔73〕に集まる。また、漁のための祭祀もこの船長が引き受けている。

定置網を本洞で始めたのは、網のこと詳しいM洞の人で、その音頭により数年前出資者を本洞で募ったが、一千万ウォンは高いと四名だけしか応ぜず、隣接K³洞の者一名を加え六人で発足し徐々に株を増やした。このように定置網の場合は、出資金の関係から必ずしも一洞だけで組を構成するとは限らず、隣接の洞には他洞の者が出资し洞内からは上乗りだけという例もある。

k 漁法の変遷 終戦前は、刺網や巾着網によるイワシ漁が盛んで、本洞にもその工場があつた。また、三十キロメートル以上の沖合で明太（めんたい）、タラ、カニ、サバなどを獲っていた。

ただ、組としてはイワシ漁の七人組が最大で、今の定置網のように十人をこえる組はなかつた。現在のように沿岸を主としなかつたのは、当時は大型船の通行が今のように頻繁でなく網を切られる恐れがなかつたこと、夜間航行の制限（現在、日没から日出までの出入港は禁止）がなかつたこと、近海魚の効率的な漁獲や海藻養殖の技術がなかつたことのため、危険も大きい沖合に出ていったのであるという。定置網ができるまで豪網が、36 A 47を中心にして33'' B 48、

68 A 48、62 B 44、7 G 40の五名で二十年あまり続いたが、認可制となつてやめた。

現在の聞き取り資料によると、漁業によつて儲けたのは、むしろメガネを使って沿岸での漁撈、とくにアワビの採集、岩ワカメや森殖ワカメ、定置網など、在來の漁法の変り目を機敏にとらえた場合が多いようである。

I 組合組織 一九五八年に、それまでの水産組合（東浦に支部として倉庫があつた）が、J₁洞からL₃洞まで合併し、し水産業協同組合となつた。現在、組合員約千四百名（うち東浦八七名）、組合長、理事五名（うち東浦から36 A 47が出ている）、監事二名および各洞から選出された総代（東浦は、67 B 33）によつて運営されている。また、一九六二年に東浦を単位とする漁村契が、いわば漁村の行政単位の一環として組織され、洞内の水産に関する事項は漁船の出入責任まで含め、一切が漁村契長の手に委ねられている。組合費も契長が徴収することになつていて、ワカメ、アワビなどの水産物売上げの四パーセントを組合に納めるほか、組合の赤字をうめるため組合員一人に年間約二万ウォンの出資金を本年まで出し、来年から払い戻しを受ける。本洞ではこれらの諸費を共同の収入から一括して納入している。

m 洞外の船への乗り組 農業でいえば、出稼ぎ労働に相当し、仕事の切れ目に帰つてきて、数日～数週間をすごしては、また仕事に出かける。

このうち、し洞の定置網への上乗り（11 G 42、26 B 69、49 K 43）は近いため帰宅する頻度は比較的多いが、厚浦港（1 B 20、53 I 23）や金山港（28 H 24、68 A 22、100 A 25）の漁船や商船の場合は、年数回であり、外航船（40 A 37、41 L 32、89 I 42、99 D 40）となると帰宅も不定期で滞在期間も短い。給料は他の職業に比べ高いが、本人が酒などに費

消してしまうことが多く、その留守宅の生活水準も他より高いとはいえない。

臨時的な出稼ぎとして、イカ釣漁船への乗り組がある。厚浦を基地とし、コノロや食料を持ちこんで三～四人組で自炊しながら一航海一ヶ月北洋でイカを釣る。二十四のうち九匹を自分に、十一匹を親方がとる。時に北海道近辺やソ連領海付近まで行くので、拿捕される船もあり、余り割の良い仕事とはみなされていない。

これらは、留守宅からみた場合、都会や中東への出稼ぎ労働と同様のカテゴリーに入り、漁業といつてもその仕事の内容が水産関係であるに留まる。

n 販売 犬れた魚は、通常東浦の浜で水揚げ、ゴムタラ (komu tara ハム製塩) に仕分けされ、出迎えた乗組員の妻たちの頭上運搬によって小一時間の峠道を越えたY邑の市場へ運ばれ、売り捌かれる。市場といつても卸商でなく路上で店をはつているところで直接交渉するわけだが、双方せり合って決めるというよりは自分の言い値の正当性を人情や考え方あらゆる根拠を動員して相手にいかに呑ませるかという色彩が濃い。したがつて、押しが強く弁舌が立つ者とそうでない者では大きな差が出る。満足する値がつかなかつたり売れ残つた魚は、近くの農村（とくに班村のK洞とはかつて顧客関係があつたと言われている）で売り歩いて帰る。水揚げした浜での売買も日に一、二件あるが、値段が高く言争いになることさえある。ここでは運搬する前の原価だからそれだけ安いだらうという原則は当てはまらない。むしろ、新鮮であり市場まで買いに行く手間が省けるから多少高くても買うべきだというのが売手の論理のようだ。折り合わねば商談不成立で、双方とも市場へ行かねばならない。買手にとつても価格を優先させるなら、方々の魚が入つてきて競争が激しい市場の方が良い。また、大漁の場合には、港湾施設の完備したJ洞へ直接水揚げする。ここは一番安いので、本洞で魚の行商に出ている 1 b' 50, 48 f' 48, 99 d 35, 75 d 45, 21 b 55などは、

し洞の港で仕入れY邑で売ることが多い。したがって東浦の沿海で獲れる通常の鮮魚の場合には、大資本をもつた仲買人は流通段階に介在しない。

夏の観光シーズンなどに、カレイや活づくり用の魚を設備を備えた業者が買いたぐることもあるが、量は大したことはない。仲買業者が買付けにくるのは、ワカメで、ソウルや釜山からもやってくる。本洞でも37c 51などは、地元で買付けトラックを備ってソウルまで売りに行くが、他に真似する者があまり居ないところから判断すると、利潤はそれほど大きいものではないようだ。「25」の場合を見ていても、複数の相手の言い値を比べ最高値を基に交渉し、結局本年は以前にも取引きのあった固定店舗の商人へ売っていた。中間に地元の人が仲介として入った場合の手数料は、一・五パーセント位という。何時いくらで売るか、村人の大きな関心事である。隣で自分の売り価十二万ウォンを一万二千ウォン高く売ったと聞いて飯がのどに通らないとか、主人(夫)が高値と判断して急いで話をまとめたところもつと高い相場になり、女主人(妻)から家を追い出されたといった噂話が洞中をかけまわる。概して、余裕があれば品薄になる秋まで持ち越した方が高くなるが、これも時期を過したり、保存が悪かつたりすると要目に出ることもある。こういうわけで、誰が一番高値で売ったかは村人の自慢話のたねになる。

本洞の漁業の特色として次のようなことがいえよう。

- ① 患まれた資源を利用している沿岸漁業であるが、技術の進歩や環境改善によってその資源も涸渴氣味である。これは、改良された漁網や底曳網あるいは定置網などのために比へ魚影が少なくなつたという話は良く聞く。更に岩ワカメが往時のように獲れなくなつたのも、養殖ワカメや水質汚染の影響があるらしい。汚染といつても工場があるわけではないが、化学洗剤などを含む生活排水や沖合のタンカーから重油ボールが漂着することもある。さらに、

筆者滞在中故障タンカーからの重油が押し寄せ、ワカメ、魚貝類が半減するという事件さえ起った。また、船の出入りや海苔の着きを良くするため岩を爆破したことも磯が荒れる原因になったと考えられる。

(2) 投下資本の規模が小さく、かつ多くの作業が人力で行なわれていることは、これらの資源保全の上からは、むしろプラスに働いている。これは、また労働力の需要が存在することになり、農村地帯に比べ若年層が村に留まる率が高く過疎化の進行が抑えられている。

(3) 渔業による利益は、仲買商人の搾取といった形ではないが、生活水準の向上や教育費の形で洞に蓄積されるとなく洞外へと吸い上げられている。村人もこぼしているように、他の品物の物価の上昇に比べ魚価は、米などのような必需品でないため、停滞気味である。このディレンマから脱け出すためには養殖や機械化による生産性の向上をめざすことになるが、環境の劣化や過疎化を招く恐れがある。

(4) 以上の点からわかるように操業単位も小規模であり大きな協業を行なう必要性がない。以前は、船を陸に引き揚げるため他人の船であっても手伝っていたが、数年前から歯車式のワインチが導入されれば家族単位で間に合うようになった。また、物資の運搬も一九七二年の道路改修で自動車の便が裏手の「駐車場」まで通じたことは、いつそう個人主義化の度合を強めたが、未成（一九八二、二〇〇五）にも指摘したように抜け合いの必要が必ずしも無限定的親密感を育てるとは限らない。現在の²⁷C²⁹の船の引揚げ（ワインチだけでは揚げ降しできない）の様子を見ると、居合わせた者は無条件に手伝うべきだというノルムはあるが、「居合わせる」のはほとんどの場合姻戚関係のある「²⁵」の家族と上乗り²⁶B²⁷とその家族であった。

(5) 女性労働力の役割が大きい。これは、ワカメ収穫期の時ばかりでなく、日常においても魚の運搬・販売や網の整理など不可欠の役割を生産の上でも担っている。また、伝馬船を操ることもタブーではなく、岩みがきの際など乗

つてゐるのを見かける。将来、人件費が今以上に高騰すれば、日本的一部沿海漁村のように夫婦で乗り組むようになることも予想されないことではない。

(6) 漁場が沖合から沿岸に移り、船の設備が改良されたことによって、海上の危険が著しく減少したことは、東海岸一帯に特徴的だった洞祭を中心とした信仰形態に影響を及ぼすかも知れない。多大な経費を費やすことへの抵抗がより強まるであろうし、少なくとも海上安全よりも豊漁祈願の要素がいっそう強調されると思われる。

二、農業

本洞の立地条件から、潮風が直接当たる裏山の畠では、玉ネギ、トウガラシを除き野菜も充分育たず、自家消費用のムギとサンマイモを栽培する程度であった。終戦後、ワカメなどの収益により経済的に余裕のできた者は、峠を越えたY邑にある水田を購入するようになった。これには、戦争の混乱でY邑近郊農民のうち土地を手放さざるを得なくなつた者が出でたことも一因であるが、工業化に伴ない労働力が都市へ流出し、農地そのものの相対的価値が低下し買い易くなつてゐることも見逃しえない。東浦の人々にとっては、本業は漁業であり水田耕作はあくまで片手間という意識は強いが、水稻の収量や価格の安定性および自給食糧の確保という点で重要な意味を持っている。

現在、畠は五十九戸が所有し、その総面積は八・二三ヘクタールで一戸当たり〇・一四ヘクタール、水田は四十一戸が所有し、その総面積は十六・三ヘクタールで一戸当たり〇・四ヘクタールとなつてゐる。十二年前に水田を持つていたのはその三分の一余りの十四戸にすぎなかつた。この間の水田買入れは、メガネを使用しての伝馬船による磯漁、ワカメ、現在では定置網や潜水などの豊漁時の収益によつてゐる。



裏山の畠でのイモ掘り。

平常の農作業は、ほぼ家内労働力でまかなわれている。畠の除草や手入れは、手の空いた女子や老人の仕事であり、麦刈、イモ掘り、麦蒔きの際に、数人の手伝いを頼む。ブマン (pūmasi) 結に相当する等量の労働交換) は、麦刈りの時行なうことがある程度で比較的少ない。水田の作業のうち耕起は漁業と重なるので、多くは地元のY邑の人に請け負わせる。田植は、先に立つ人が居れば東浦の人々を中心に、ペー (pāe 牌と同じ発音⁽¹³⁾) を組織することも有り得るが、現在そのようない人が居ないので、人を傭って行なうかY邑のペーに請け負わせる。ペーといふのは、同一集落の成員がつくる労働組織でリーダーを中心にメンバーの田植を順番に済ませると共に、余裕があれば他人の田植をも請け負う。旗を立て日に五度の飲食を伴ないながらの作業で、かつては、他地方でトゥレ (ture)とも称される伝統的な労働交換組織であつたらしい。これを頼むと大勢で一度に済むので簡便であるが、請負料の交渉で足もとをみられ、さらにおやつ代と称して酒代をはずまねばならず、仕事もかなり粗い。むしろ同じ東浦の人で水田を持っていて人に頼むと村内の仕事だからと相場より安くするし仕事も丁寧であるが、忙しい時期は同様で、漁の仕事もあるので内部の労働力だけでは足りない。したがつて、労力の融通においても純粹の経済関係に留まらず、近親者や友人関係が優先する。

[25] はY邑に一・九反の水田を持っているが、その収支概算は次のようになる。

表3 水田1マジキ当たりの収支例

A 収入 35,000ウォン×18カマス/4マジキ=157,500ウォン	
B 支出 種子料 3升	1,000ウォン
耕耘*	10,000ウォン
田植* 33,000ウォン×1/4マジキ=	8,000ウォン
肥料 第1回	2,300ウォン
第2回	1,390ウォン
農薬 殺虫剤	7,000ウォン
除草剤	700ウォン
稲刈 運搬・食事	5,000ウォン
水利	3,500ウォン
計**	38,890ウォン

* 人件費(含食事)。耕耘は請負、田植はY邑のペーに頼んだ。
その際の自家労働のはか稲刈・脱穀の労力(手伝いを含め2人・日)は含まれていない。

** 税金は1,000坪以下なので免除。

A-B 157,500-38,890=118,610ウォン

家族構成は、世帯主(片足不自由で軽い作業と監督程度)六十二歳、妻(働き者で主要な作業は一人ですませる)六十一歳、息子二十四歳、息子の妻(都会出身、幼児の世話を水田には姿を見せず)二十三歳、孫二歳の五人である。なお、インフォーマントは、四マジキとして計算していたので、一マジキ当たりの数値を表にした。マジキというものは、五升樽一斗の種類を播ぐのを基準とした広さで水田は二百坪ぐらいになる。一人一日分の労働量と関連している。

表3より、粗収入から現金支出を差引いた手取りは一マジキ当たり約十二万ウォン、この一家の手取額は五十万ウォン弱である。これには自家労力分が含まれているので、純益を求めるにはその分を差引かねばならない。しかし、東浦では水田が洞内にないため自家労働力の投下が、Y邑の市場の帰りなど片手間に不規則な形で行なわれるので把握しにくい。そこで、嶋(一九七九、三二一三五)の全南一農村の数値を参考にする。ここでは、耕耘、田植を除いた一斗落当たりの必要投下労働は、一〇・五人・日でその労賃および労外支出分(労賃の八〇%、ただし稲刈時の分は表3に含まれているので除く)を、石単位にすると〇・六〇石になる。一石五万ウォンとして三万ウォンであるから、一マジキ当たりの純益は九万ウォン、粗収入の五七ペーセントに当る。



稻刈休憩。右側を刈り了えたところ。

四マジキの純益は三十六万ウォンとなるが、これは三反百姓一家の収入としては少なすぎ、経済的に引き合う数字とはいえない。この地帯の農家で土地を売り払って都市へ転出する者が増えていくのもうなずける。しかし、東浦のような漁獲の変動が激しく、しかも小規模な沿海漁民にあっては、自家用飯米を確保できることの安心感は大きい。また、東浦の水田所有量の平均が四反であるのも、ほぼ消費米自給を目安としていることが推測される。

このように、東浦の農業はその収入の多寡にかかわらず、漁業の片手間仕事といふ性格をもっている。これは裏山の畠の畑作だけでなく、Y邑における水稻耕作についてもいえる。農繁期がワカメなどの作業時期とズレているため補完的組み合せが可能となり、また自給食糧の安定確保に役立っている。もし一戸当たりの耕地面積が今以上に増えたり、奨励されている「新品種」による早植えが強力に推進される場合には、諸負にまかせる部分を増すか、漁業から農業中心に切り替えるかの選択をせざるをえないであろう。

これまで東浦の漁業と農業について述べてきたが、各戸別の所属作業組および、所有耕地面積と推定収入を表4にまとめておく。なお、組にはすでに分解した袴網や漁船Bのようなものも含まれ、収入はあるインフォーマントの推定値に若干の補充を加えたものである。

表4(つづき)

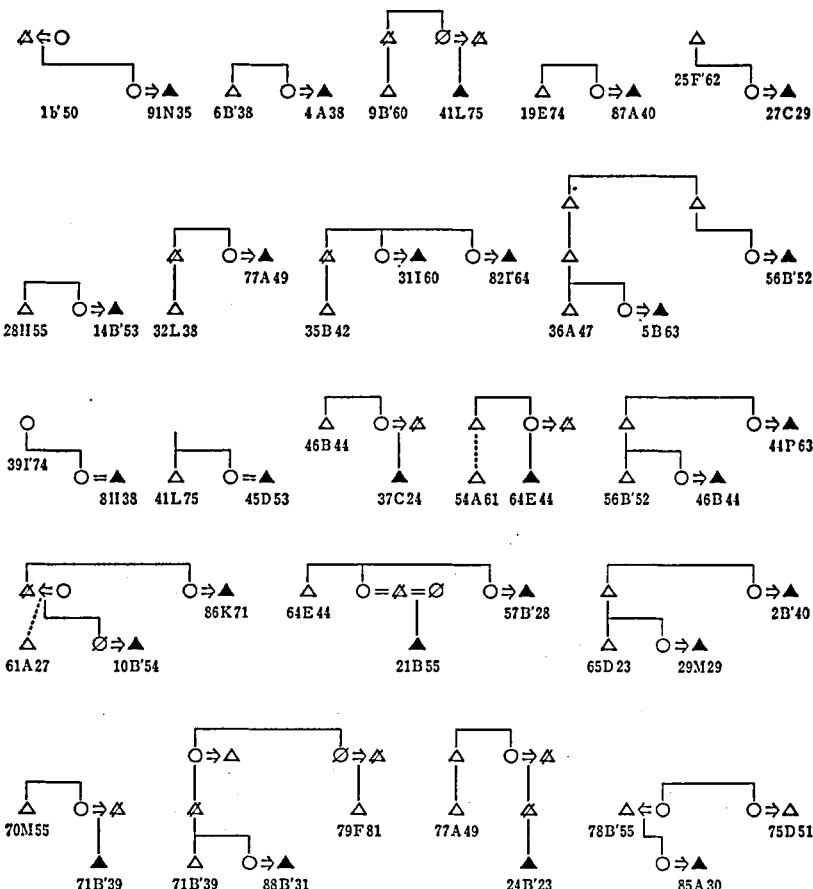
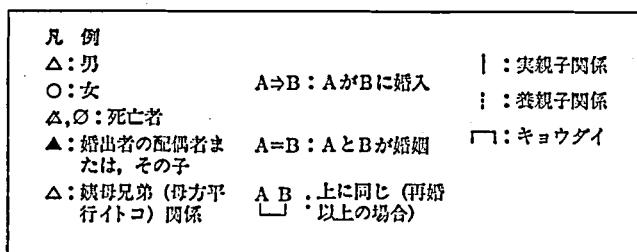
世帯番号	組					所有耕地 (10a)	年収 (万ウォン)
	養殖 ワカメ	潜水	漁船	アナゴ 漁	定置網 (豪網)		
53							140
54							240
55							170
56						4.6	220
57							100*
58	F	E					240
59	B						200
60			A	X		4.1	260
61			C, I		X	2.1	180
62			A			1.9	240
63	B	B, G					220
64		A'					320
65						1.9	180
66	D					4.1	190
67	F	E			X		320
68	E	F				1.4	260
69						1.4	280
70							100
71	B	I		X		4.5	460
72				X		3.8	200
73						4.7	480
74	D						200
75							120*
76						0.5	
77						2.1	220
78		A		X		3.7	400
79	C	A		X			280
80		B, H				13.1	500
81	C					3.3	420
82							220
83				X		0.2	260
84							
85						2.0	200
86						3.3	440
87			B, G			1.6	250
88				X'		2.6	100
89							260
90						0.5	
91						0.3	240
92						1.2	80
93				X		0.4	120
94		H				3.2	100
95		D					460
96	B	B, H					240
97		F					240
98	C	G					260
99							140
100							160
101**				X'			100*
計						163.2	83.4
							228,20

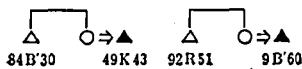
(注) ' は上乗り * は筆者推測 ** はK洞に本拠

表4 生業に関する組と所有耕地・年収

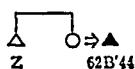
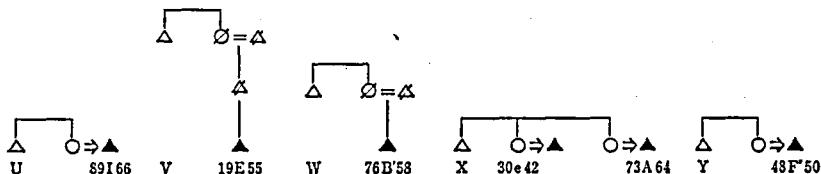
世帯番号	組					所有耕地		年収 (万ウォン)
	養殖 ワカメ	潜水	漁船	アナゴ 漁	定置網 (豪網)	水田 (10a)	畠 (10a)	
1								100
2		C, G					0.7	130
3		A				3.0		250
4		D						200
5								60
6	B						1.6	170
7	E					X	9.2	240
8	C						0.8	300
9							4.0	120
10							1.0	90
11							1.7	120
12		B		X		4.0	2.0	460
13							0.8	240
14		C				9.4	2.0	260
15	D						0.7	150
16	G			B		2.6	1.7	320
17						4.0	0.8	300
18		D		C				200*
19	F						0.3	90
20		E						270
21								120
22								60*
23	B		F			5.7	0.7	360
24		B'					1.8	220
25		A'				2.9	0.4	270
26		A, B				2.4	0.8	220
27								350
28					A		0.7	170
29								240
30								70
31								120
32								150*
33	B				X	15.5	0.4	470
34	F					4.3	1.1	250
35	D					5.7	1.8	300
36				X	X		1.4	240
37							1.7	400
38	E							140
39						2.1	0.2	70
40								190
41							4.6	240
42					X			320
43	C	B'	I		X	0.9	2.1	420
44						6.0	2.8	280
45							1.2	70
46	E					3.6	1.9	240
47	B					3.1	2.2	270
48						2.9		180
49								150
50								170
51					X	2.5	1.9	450
52								80

図1 洞内姻縁関係





現在生業が他出または絶えているもの



前章まで、漁業および農業の作業別概況について述べたが、本章ではそこにみられる協同がどのような紐帯をもとにして行なわれているかの資料の提示と分析を試みることにする。本洞のような各姓村落でしかも洞内に姻戚関係がある場合、父系、姻縁、近隣、友人関係のいずれが優先されるのか、また生業活動の種類による差が認められるのか、さらに生業以外の、例えば契のような場合との異同は興味ある点である。

なお、本洞の父系系譜関係については、末成（一九八二、一四〇—一五六）に載せておいたので、ここでは洞内で姻縁関係を持つ者の系譜を図1にまとめておく。

ワカメ作業の手伝い 養殖ワカメに関する収穫前の作業（網やウキの準備、培養場での作業）は、多く組で行なわれる。収穫や収穫終了後網を引き揚げ干す作業は各家族ごとに分かれて行なう。その際、若干の手伝いを家族以外から受ける。表6で養殖ワ

三、生業を中心とした協同

表 5 養殖ワカメ手伝い

日付	作業内容	家族外の手伝い					
		家族	父系親	外家	妻家	婚家	その他
69. 5. 4	網引揚	74E52 74e50 74E25 74e23					
69. 7. 19	"	3A39 3a35	4A38 4a34				
69. 8. 7	"	69D37 69d30	45D53				
69. 8. 7	"	74E52 74e50					
69. 10. 24	網浮き玉 とりつけ	72F64					34 F'15 59 B 63
69. 10. 24	"	69D37	75D51			29M29	
70. 3. 20	収穫	28H55					26 b "52 49 k 38 50 n 38 54 a 59
70. 3. 20	"	16H42 16 h 39	8 h 21				2 b '38 5 b 57 11 g 31 40 a 28

人名記号：アルファベットは所属父系集団、小文字の場合女性、その左は世帯番号、右は年齢を表す。

カメ組の構成をみるとFで4名中3名がA氏で占められているほか、特定の姓氏が中心となるという傾向は認められず、むしろ分散している。年齢も、E、Fが十二、三歳の差であるが、他は十六～四十一歳と開いている。これは組の結成に際して投資する余裕や作業に出役できる労働力に加えて、とくに初期においては機的要素も含まれていたためと考えられる。

収穫は、表5で二例のみであるが、収穫ワカメの乾燥（天日）には養殖を行なつていない近所の者や他人で氣の合う者の手伝いを受けている。網の引揚げは家族を中心に一部父系親の応援を得ている（表5）。

漁船をめぐる協同 本洞の沿海漁業のための組は、船主つまり出資者が乗り組むのを原則としている。例外は定置網の洞外の一名のみで、また出資せず上乗りだけしている者も定置網の

表 6 東浦の漁業関係のグループ

養殖ワカメ A	12C 38 37C 24 42J 49 43C 58 51C 40 60A 44 71B'39 73A 64 77A 49 79F 51 84B'30 93B'39 101F'45
" B	6B'39 24B'23 34F'58 47A 33 59B 63 64E 43 72F 64 96E 39
" C	8H 38 14B'53 44P 63 80E 42 81E 40 98D 37
" D	15C 55 36A 47 67B 33 74E 52
" E	7G 40 38D 49 46B 44 69D 37
" F	20A 36 35B 42 58A 40 68A 48
" G	16H 42
" H	4A 38 18A 44 36A 48 67B 33 74E 52 95C 37
アナゴ漁 A	29M 29 61A 27
" B	8H 38 16H 42
" C=動力船 A	
" D=動力船 E	
" E=動力船 F	
動 力 船 A	3A 39 63B'33 78B'30 80E 42
" B	64E 43 81E 40 87A 40 96E 39
" C	2B'40 7G 40 62B'44 98D 37
" D	4A 38 18A 44 95C 37
" E	20A 36 58A 40 68A 48
" F	24B'23 69D 37 97E 36
" G	2B'40 64E 43 87A 40 98D 37
" H	81E 40 94G 38 96E 39
" I	44P 28 62B'44 72F 64
豪 網	7G 40 33B'48 36A 47 62B 42 68A 48
潜 水 船 A	26B"29 27C 29 65D 23
" B	25F'24 27C 29 44P 28
定 置 網	12C 38 36A 47 37C 24 42J 49 43C 58 51C 40 60A 44 71B'39 73A 64 77A 49 79F 51 84B'30 88B'31 93B'39 101F'45

二名、潜水船の二名を除いては臨時的なものである。さてこの乗組員の構成を表6でみると、動力船Bが4人のうち3人まで、兄弟を含むE氏であり、また動力船Eは三名全部がA氏である。定置網は十五人のうちA氏、B氏、C氏がそれぞれ四人をしめている。しかし、父系親がとくに結合の中核になるといった意味はないようである。A氏の場合も相互に八寸離れており、Eは元来別の系統を含んでいる。したがって、これらの構成は、投資および労力の余裕のあることおよび結成時点で気が合ったことを反映している。また、年齢幅をとつてみると、十歳以下が五例、十六歳以下が三例で、Iの三十六歳を除くとほぼ同世代年齢層に収まっている。これは、少人数で作業する場合、年齢がかけ離れていない方が気楽に働くという韓国特有の感覚を反映している。

漁獲物の販売は、普段ほとんど出資している乗組員の妻たちによって行なわれるから、乗組員だけでなくその妻どうしの気が合うか否かも重要である。

漁船BがGとHに分かれたのも、兄弟64 E 43と96 E 40の妻どうしの争いに起因している。この兄弟は、小さい時から仲が良く、兄は弟の分家に際してもその家を建ててやった。兄弟が同じ船に同乗するのはむしろ少ないが、この二人は一緒に仕事をしていた。獲れた魚はその妻たちが市にもって行き売り上げ代金を船長の兄に渡していた。ところが、弟の妻は分配額が、市での売り上げ額と合わないと夫に告げる。最初は、妻のいうことをとり合わなかつた弟も度重なると、船に乗った時兄に話すようになる。こうして、兄弟が操業中にも言い争うようになり、ついにはなぐり合いの喧嘩から相手の家の戸を叩きこわすところまで発展した。仲の良いとされていたこの二人でさえこの調子で、組の分裂はかなり頻繁である。漁船Aの80 E 46は、自分たちの組が五年近く統いて一番長い。これは、自分が他のメンバーよりやや年長なので、もめごとがあつても話せば若い者が聞くことと、自分が多少損をしても構わないという大きな氣でいるからだと述べていた。

この話からも解るように、組の分裂は異常事態というよりは、年に数件起るものである。

表 7-1 紡整理手伝い親族カテゴリー別集計

漁船組 カテゴリー	A	D	F	G	H	I	計
父系	5	10	5	8		2	30
外親	4		1		2	2	8
妻	3		6		4	4	4
夫	12	10	8	2			42
計							

魚を引き揚げた網は、毎回もつれをほどきほころびを繕わねばならない。この作業は朝入港して数時間要する。これは慣れた人々にとっては単純な仕事であるが、特に冷たい風の吹く冬など「親族でない者はまず手伝うことはない」らしい作業である。表7は、いずれかの乗組員との関係を、父系親族（「親」と略す）、母の父系親である外家（「外」と略す）、妻の父系親（「妻」と略す）、娘や姉妹など女子父系親の婚出先（「婚」と略す）のカテゴリーの別と、その後に具体的親族関係を記したものである。なお、父系親の婚入配偶者は地元の範疇にらない父系親として扱う。同居の親族（妻、親など）は表から省いてある。

資料でみる限り、こうした日常的な手伝いは父系親族が多く七割強、外家が二割弱、婚家が一割弱となっている。

このように父系親の比重が多いのは、作業の性質に由るものと考えられるが、一方洞内婚が二一ペーセント余りと比較的少なく外家や妻家がそれほど多くないことを反映しているのではないかという疑問も起きる。この点について、父系親やその他の親族のカテゴリー別比を出し補正した上で比較を試みるのも一つの方法であるが、各個人ごとに組み合わせを算出するのは容易ではない。しかし都合のよいことに、農作業を中心とする手伝いにおいては表8のように、非父系親の比率がかなりを占めていることから、やはり契機によって紐帶の選択が行なわれていることがわかる。

表 7-2 (つづき)

G	H	I
23A 69(親: F) 62B 44 (?)		
23A 69(親: F)	34F'58(外: MFBSS) 74e 50 (?)	
23A 69(親: F) 60A 44 (?) 62b'44 (?)	12C 38 (?) 99D 40 (?) 101F'45 (?) 9B'60 (?)	
23A 69(親: F) 38D 47(親: B)	9B'60 (?)	
		43C 58 (?) 56B'52(外: MB) 70M 55 (?) 56B'52(外: MB S) 79F 81(親: FB) 88B'31 (?)
23A 69(親: F)	76b'55 (?)	
23A 69(親: F) 38D 47(親: F B S)	25F'24 (?) 34F'58(外: FWFBSS) 34F'12 (?) 76B'58 (?)	79F 81(親: FB)

子成員の婚家。

表 7-2 網整理の手伝い

漁船組 日付	A	D	F
70. 1. 8	85A 30(婚: Z H) 85a 25(婚: Z)	54A 61(親: F B)	65d 51(親: BW)
70. 1. 9			98D 37(親: F B S)
70. 1. 15		54A 61(親: F B)	
70. 1. 25			
70. 1. 26	70M 55(外: MB)	54A 61(親: F B)	
70. 1. 27	70M 55(外: MB) 85a 25(婚: Z)	71B'39(親: B) 51C 40(親: B)	42J 49 (?)
70. 2. 4	56B'52(親: FFBSS) 70M 55(外: MB) 30e 42(親: F)	54A 61(親: F B)	
70. 2. 6		54A 61(親: F B) 73A 64(親: F B)	29M 29(婚: Z H) 82I'36 (?)
70. 2. 9	54A 61(親: F B) 38D 47 (?)		
70. 2. 22	23A 69(親: F B)	54A 61(親: F B)	46B 44 (?) 79F 81 (?)
70. 2. 25	23A 69(親: B)		10B'54(親: FFBS) 11G 42(親: BW) 49K 43 (?) 60A 44 (?) 65d 51 (?)
80. 3. 3			
80. 3. 4			10B'54(親: FFBS)
80. 3. 13	70M 55(外: MB)	54A 61(親: F B)	73a 58 (?)

(注) () 内は、カテゴリーと関係を表わす。

親: 父系親族(含婚入者), 外: 外家(母の父系親), 妻: 妻家(妻の父系親), 婚: 女

表 8 (つづき)

日付	作業内容	家族	家族以外の手伝い				
			父系親	外家	妻家	婚家	その他
69.10.23	イモ収穫	411 32 411 66					49k 38
69.10.23	"	8H 38 8h 31	28h 50		17q 45		
69.10.23	"	10b'46	24b'43				
69.10.23	"	7G 40 7g 40	11q 31				
69.10.24	"	75D 51 75d 45	38D 47 38d 20 45D 53 69D 37 69d 30 99D 40 99d 35			29M29	
69.10.24	麦 蒔	98D 37 98d 34					
69.10.24	"	44P 63 44P 62 44P 25					
69.10.25	稻 脱 穀	27C 29			25F'62 25f'61 25F'24		

農作業でも水田の方は、集落から離れており、田植など家族労働力でまかない切れない分は雇傭により、稲刈に親族などの応援を求める程度であるが、裏山の畑では麦やサツマイモの収穫、麦蒔きなどにおいて、頻繁な協同が行なわれている。各カテゴリー別の割合をみると漁業の場合に比し、非親族の比重の大きいのが特徴的である。表10の農作業協同の欄にあるように、非父系親の合計が父系親十五を上回り、とくに漁業ではゼロであった妻家が十三を占めている。また、イモ掘りの手伝いに他人が来るのは、自家にイモ畑がなく行きやすいところで一日手伝つてイモを貰つて帰るもので、ワカメの収穫の時と同様半ば報酬を期待した労働供与である。

その他の協同は、急病人を担架で運ぶ時は近くの者が、オンドルや庭の工事には父系親より婚家の方からの応援が主になつていて、これ

表 8 農作業の手伝い

日付	作業内容	家族	家族以外の手伝い				
			父系親	外家	妻家	婚家	その他
69.10.16	落穂整理	15 c 45		15 c 45'M			
69.10.17	麦畝つくり	44 P 63 44 P 62			66 b' 43		
69.10.21	イモ収穫	81 E 40 81 e 33 81 E 13 81 e 74					
69.10.21	"	61 A 27 61 a 81	100 A 25 13 a 29			86 k 59 10 b' 41	27 C 29
69.10.21	"	4 A 38 4 a 34 4 A 10 4 a 9					
69.10.21	"	14 B' 53					
69.10.21	"	68 A 48 68 a 44 68 a 69			58 A 40		45 D 53
69.10.21	イモ収穫 麦まき	26 B" 69 26 b" 52 26 b" 20					
69.10.21	イモ収穫	67 B 35 67 b 31	5 B ?				84 b' 22 46 b 44
69.10.22	稻刈	27 C 29 27 c 30			25 F' 62 25 F' 24 25 f' 61 20 a 31		26 B" 69 26 b" 52 44 P 28
69.10.22	麦蒔	69 D 37 69 d 30					
69.10.22	イモ収穫	33 B" 48 33 b" 40 33 b" 67					
69.10.22	"	90 B 62 90 B 14					
69.10.22	"	12 C 38 12 c 37 12 c 17					
69.10.22	玉ネギ	77 A 49 77 A 50	3 A 39 73 A 64		32 1 58		
69.10.23	イモ収穫	19 E 55 19 e 49					
69.10.23	"	76 b' 55			91 N 35 91 n 29		

表 9 その他の手伝い

日付	内 容	家 族	家族以外の手伝い				
			父系親	外 家	妻 家	婚 家	その他
69.10.4	急 病	91N 35					92R 51 97E 37 100A 25 24b'23
69.10.18	オンドル工事	56B'52 56b'52 56b'50				44P 63 44P 62 44P 28 44P 25 46B 44	42d 14
69.10.19	庭セメント	99D 40 99d 35	45D53 65d 51			29m 26	62B 44
69.10.20	"	99D 40 99d 35 99D 13				29M 29 2B'40	
70.1.2	魚 潰 物	37c 51 37c 22		46b 73			

表 10 親族カテゴリー別諸種協同対照表

作業内容 カテゴリー別	養殖ワカメ		漁 船 網 整 理						農協 作 業 同	そ 協 の 他 同	保 少 額 証	
	網	収穫	A	D	F	G	H	I				
父系親	4	1	5	9	5	9	2	2	30	15	2	8
外家			4			2	2		8	1	1	1
妻家										13		9
嫁家	1		3		1				4	3	8	7
その他	2	8								8	6	77
計	7	9	12	9	6	9	2	4	42	40	17	102

は、村内金融の形式的な保証人の印を借りる場合の親族内の比率にむしろ近い。つまり、恒常的仕事の手伝いは父系の、しかかもかなり近親者の応援が中心になるのに対し、臨時的ないし短期的な協同になると非父系親の比重が増している。さらに、経済的な保証となると妻家や嫁家の比重が増加する。表10は、上記の諸種協同をまとめたものである。

非父系親の内訳でみると、漁網整理で外家の分布はむしろ父系親の方に近く、短期的な協同では妻家、建築関係では婿出子女やその配偶者が手伝いにくるという質による差および、漁網

整理以外では妻家や外婚家には手伝いに行つても、外家にはあまり行かないという方向性が認められる。これは、忌祭の参加における方向性とも関連して姻縁関係の考察に興味ある問題である。

さて、必ずしも充分といえないが、上記資料の数値を集計すると、契機による差異が全体として認められる。個々のケースにおいてはA氏のように父系親を洞内に多くもつ者と、B氏のように姻縁関係の比重が相対的に高い者、さらには「26」や「50」などのように近い親族を持たない者によって紐帯の選び方に差異が生ずるのは当然である。ただ、こうした協同が手持ちのコネを自動的に反映するのではなく、契機に応じて頻度を変え、また兄弟の組の分裂に象徴的に現われているようだ。その選択された関係は、父系親においてさえきわめて流動的である。

四、契によるグループ

東浦で確認しえた契は、表11のように十七（女老人契を入れると十八）、名称による分類で十種類になる。

同甲契 同じ年に生まれた者が組織する契で#1、#2の一例からみると隣接洞の者も加え、社会に出て生活の基盤もできてから始めている。夫人同伴⁽¹⁷⁾で、#1は、同伴しない場合の罰則規定まで設けている。同年ではあるが、生まれた月日による序列を意識し（名簿に生年月日を記載するものもある）、最年長者が契長となる。ただし、この序列は、同年であるという親近感、平等意識を聊かなりとも損うものではない。

他の例では、隣接の同じ漁村だけでなく、町の同年の契に加入している場合もある。同年という資格が他の条件を超えてひとつの集団を形成しうることを示している。

表 11 東浦の契

契番号	名 称	契 員								
1	同 甲 契	2B'40 X	7G 40 X	50A 40 X	81E 40 X	87A 40	99D 40			
2	同 甲 契	3A 39 K1	4A 38 K1	6B'38	32L 38	71B'39	K1			
3	扶 助 契	12C 38 81E 40	40A 37 87A 40	51C 40 96E 39	58A 40 X	69D 37	71B'39			
4	ソルチャニ契	11G 42 99D 40	51C 40	71B'39	80E 42	81E 40	96E 39			
5	親 膜 契	2B'40 12C 38 69D 37 93B'39 99D 40	3A 39 20A 36 71B'39 94G 38	4A 38 40A 37 81E 40 95C 37	6B'38 44P 36 82I'36 96E 39	7G 40 51C 40 87A 40 97E 37	8H 38 58A 40 91N 35 98D 37			
6	喪 布 契	16H 42 釜山	20A 36	35B 42	58A 40	Y	Y			
7	ソルチャニ契	19E 55 75D 51	21B 55 77A 49	28H 55	34F'58	37c 58	43C 58			
8	樂 遊 契	14B'53 74E 52	17q 45	33B"48	36A 47	37c 58	68A 48			
9	餅 契	1b'49 ?	19e 49	21b 55	26b"52	47a 64	82i'58			
10	ソルチャニ契	7G 40 Y	35B 42	38D 47	41L 32	42J 49	46B 44			
11	金 飾 契	15C 55* 68A 48	43C 58 74E 52	46B 44 80E 42	58A 40 93B'39	60A 44	66B'45*			
12	親 膜 契	56B'52	62B'44	72F 64	75D 51	78B'55				
13	喪 布 契	3A 39 96E 39	7G 40	43C 58	51C 40	69D 37	71B'39			
14	婚 姻 契	1b'50	7g 40	25f'61	26b"52	31i 53	35b'62			
15	親 膜 契	2B'40 53I 23 84B'30	10B'54 56B'52 86K 71	17Q 47 62B'44 88B'31	24B'50 72F 64 91N 35	26B"69 78B'55	48F"49 80E 42			
16	敬 老 契	5B 63 36A 86 68A 79 86K 71	6B'69 41L 75 72F 64 89I 66	7G 80 44P 63 73A 64 90B 62	23A 69 47A 68 79F 81	25F'62 54A 61 82I'64	26B"69 59B 63 84B'72			
17	敬 老 契	6B'69 79F 81	7G 80 82I'64	23A 69 84B'72	26B"69 86K 71	41L 75	73A 64			

(注) K1, X, Yは洞外成員

* は最近の物故者で、家族が引き継いでいる。

#5は、親睦契と称しているが、現在40歳～36歳の五歳間隔で兵役を了えた者が組織した尚武会で、同甲契と同様、年齢が揃っているが、洞内の該当男子を網羅的に組織している点が特徴的である。もし、この下の年齢層の者が定期的に組織するとしたら、年齢組（age set）に類似したものとなるであろう。

このほか、契員が十歳以下の間隔で組織されているのは、#3、#4、#6、#7、#8、#9などである。上記三例を併せ、過半数が同一年齢層で構成されていることは、契の多くがフォーマルな年齢等の行為規範から解放されて、自由気ままに振る舞う場となることを反映している。

#1 同甲親睦契（原文「月、日」のほかすべてハングル）

西紀一九七六年六月二日（陰曆五月五日）

名称 戊寅生親睦契とする。

契員名称（生年月日つき、略）

現金有司（最年長と最年少から一人ずつ二人組合せ、輪番に）

目的 一、戊寅生K1・2・3洞親睦契とする。

二、契員の集りの日程は、年三回とし契員全員の合議下に定める。

三、契員は、年会に二回以上不参加の場合、出資金全額喜捨し脱契させる。

四、本契員は親睦を図り、家に居ながら夫婦同伴しえない時は、契則により罰金濁酒一斗と定める。

五、契員は、契会時不参であっても集会経費は負担する。

六、契員全員の合議の下に有司は現金全額を次有司に引継ぎしなければならない。

※有司が現金全額を出せない場合、契員全員が責任を負わせ「追究し」ても抗えない。

※契員月利息は四分と定める。

#2 同甲契

契則

- 一、契の名称は、同甲契と称する。
- 二、契の目的は、相互間の親睦を図ることにある。
- 三、契会は、年三回を原則と定める。
- 四、吉凶の金額は、有事の時に定める。
- 五、契金は契長に一任し、当日有司は生日順位とする。
- 六、一九七〇年度より契員中吉凶時の濁酒一斗を扶助することを定める。
- 七、契員が移住したり、已むを得ない場合には、契長が臨時契会を招集する。
- 八、当日下記は不参者であっても支払い、支払えない時は一割五分の利息を加算する。
- 九、契金〔月利〕は四分と定める。

親睦契

契則

- 一、本契は親睦契と称する。
- 二、契会は年二回とする。

一、本契は、酒式拾五斗を扶助するのに個人拠出により、契を行なう範囲は直系として「それ以外は」妻父母に限る。

一、契の進行途中脱契する時は、契金は無効とする。

一、扶助を受けた人が脱契する時には、扶助金額を契に支払わねばならない。

一、本契金に関し新有司は、拾日後に利子を貼付するに際し利子は四分とし、契会時には契金額を次有司に引き継ぐ」と。

寄遊契 契で積み立てた資金で観光に出かけるのは、他の契でも行なうが、とくにこの目的のために組織したのが、#8と#12である。比較的安い宿に団体で旅行するため、全国の名所をほぼ数年のうちにひと通り巡ることになる。この場合、夫婦同伴で集まることが多い。

結婚費用積立契 これは、#14のほか、金指輪や餅購入のための#9、#10などである。#14は、ほぼ一巡しかけたところで、有司が帳簿の整理をきちんとしなかつたため、借り手が利子のたまつた借金を返せず、こげついてしまった。最後の番の者が婚礼を出す時になつて相当もめ、有司を責めたが、結局は各自再び拠出して契からの規定額の支払いはすませた。

ソルチャン契 正月 (sol)、親に饅 (ch'an 料理) をつくつていらわそらするための積み立てを行なう契。有司に当たっている家でこじらえ、親を招待、残りは分けて各自持ち帰る。多くは次の喪布契と同様、親の葬式のための扶助

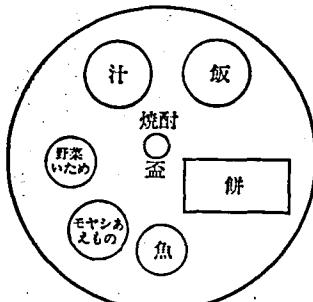


図2 ソルチャン契の膳

も行ないむしろこの方が主要な目的と考えられるが、なかには喪布契とは異なると主張するインフ・オーマントもいる。⁽¹³⁾

例えば「4」では二月二日（旧十二月十六日）図2のような料理を用意し、まずその家の祖上（祖先）の宿つてある祖上タンシギ (chosang tansigi 祖靈を祀る柳で編んだ小型の行李のような箱) の前に供えてから、年寄りに出す。餅を切る場合も契員が見守る中で等分する。材料にかかった費用は三万ウォンであった。なお、現在喪布契で葬式に扶助する場合、十万ウォンぐらいいである。

#7 ソルチャン (sôrch'an 正饌) 契

乙酉年九月十五日 楔成

楔員烈名

甲辰年九月貳拾日

前契再組織結定條文

條約

一、本契は前契負全員により施行する。

一、本契は喪布として白米一斗半、五斗は餅として残りは祭物一切とする。

一、他洞にて行なう時は、場合によって白米または金額でもすることができる。

一、本洞においては、楔員たちの祭物一切をつゝいて持つてゆく。
一、祭物には濁酒一斗を包含する。

一、34F'58だけは吉事であつても当然でござる」とする。

一、前楔、祝はそのまま進行する。

一、本楔は乙巳年度から施行する。

以上契員一同

白

楔員名单

#10 ソルチャン (sôrch'an 正饌) 契

契則

一條 本契は一九六六年陰曆五月貳拾五日に発足し、契員七名で構成する事。

二條 本契は一九六九年陰曆五月貳拾五日以後効力をもつ事。

三條 本契則により唯喪家に対してのみ効力をもつ事。

四條 契則により、媳父母に限り、媳父母が無い者は媳叔母、媳三寸〔叔父〕までに限る。

五條 媳父母が本洞に居住せず、他地に居られる場合には、現金を物価時価に勘案し支給するが、本洞に居住する場合には絶対現金にては許容しない事。

六條 契金は契長から順番に、金額有司責任として保有し、利子は月間五分とし五ヶ月ごとに入金せねばならぬ。万一入金し得ない場合には五ヶ月ごとに利子を加算し記入しておく事。

七條 契員中で本洞に居りながら故意に脱契する時は、理由を問わず契金全額に対する権利を喪失し、他地に転居する場合契金全額を計算しその時の物価を勘案し相当金額の二分の一の額を支払う。

八條 但契を受けて「後に」転居する場合、契金処理とは関係なく、その当時の物価を考え、未だ受け取っていない人の数量を計算し契中に入金しなければならない。

九條 扶助金は一定に定めるわけにゆかないで、その当時の物価市勢に準じて支払うようとする。

十條 本契は女子だけで構成しているが仕事に際し後進が不可抗力である関係で、男子はどのような理由があっても山飯の仕事を積極的に手伝わねばならない。

※ 契中扶助の限度は次の通りにする。

- 1、山飯に副食一切。
- 2、契中からの挽旗を三本と定める事。
- 3、広木半疋と定める事。

4、コジ餅、平土餅、山神餅、魚物、果物一切を契中で負担することとする。

十一條 上記契則を契員と契長が共に書約する事（契長 崔〇〇）

一九六六年陰曆五月貳拾五日字 山飯契全員が合議した事。

契員名单（略）

一九七八年陰曆貳月貳拾六日字追加契則

一條 契金に対し利子は月參分と定め、六ヶ月ごとに入金しない時は利子と元利金を加算し記入し、満壱年目に誰であろうと必ず入金させねばならぬ。

二條 契金は契員の順番にしたがつて保有し、個人当保有金額を一金五万ウォンを超過してはならないと定める。

三條 有司保有金は契中とは関係なく、どのような事由があろうと有司本人の責任と定める。

〔参考〕 75D51の父死亡時の扶助]

1	白米	一カマ	一〇,〇五〇ウォン
2	広木半疋	三〇〇〇	"
3	挽旌	一、三〇〇	"
4	平土	一、二八〇	"
5	山神	一、二八〇	"
6	シナ菜端	二五〇	"
7	大豆ナムル	六〇〇	"
8	大根	一〇〇	"
9	唐ガラシ	二〇〇	"
10	ネギ	四〇	"
11	イヌス(魚)	一、五〇〇	"
12	カツオ	五〇〇	"
13	塩、味元	一〇〇	"
14	ゴマ油	五〇	"

15 餅代	八〇〇ウォン
16 スルメイカ	二〇〇
17 タクシー代	四〇〇
18 盆借賃	五〇
19 追加金	五〇〇
20 男たちの酒費	二〇〇
21 昼食代	二八〇
計	二一、一九〇ウォン整



親睦宴会での宴席。

喪布契、親睦契 名称は様々であるが広義の親睦をはかり、契員中に必要があった時に扶助を行なう。結成の動機などによつて力点が異なる（#3、#5、#8、#9、#12、#15）。

扶助契、親睦契 名称は様々であるが、規則によつては、妻の親あるいは、オジまで認めているところもある。喪布はもちろん、挽旗や酒のほか、山飯（埋葬時に弔問客が山で食べる食事）一切を準備し出すのが主要な目的である（#6、#13）。

#3 扶助契 契則

一、本契は、扶助契と称する。

二、扶助品目は、白米二カマを扶助し代金で支払う。

三、扶助時期は、七三年から扶助し本人の四寸以外には絶対扶助しえぬこと。

四、本契会を進行中郡外に転出、長期移家する時は、扶助を受けた人はその扶助金額を清算し、契中に入金して、扶助を受けられなかつた人は支払いさせるよう定める。

五、本契会を進行中、脱契者は本契の資金を無効とする。

六、本契会は年二回と定める。

七、本契会を進行中、非公式会議に不参加者は罰金一金百ウォンと定める。ただし、特別な事由の時は除外する。

本契資金は一人武百ウォンずつ拠出し、総金額武千ウォンを契資金として出発する。

付 則

一、本契会を進行中特別な事件が起こつた時、

二、本契会を進行中、合意が達したのに合意を無視し個別的行動をとつた時、

理由を問わず脱契せしめる。

#9 餅 (ttok) 契

本契の名称は餅契と定めること。

一、契聚は三ヵ月と定めること。

#12

親睦契

会則

- 一、扶助は吉事日のみと定めること。
- 一、扶助は、白木十斗
焼酒一升と定めること。
- 一、扶助は、三年後「から」と定めること。
- 一、積金利息は五分と定めること。
- 一、本契名は、親睦契と約束すること。
- 一、本契員中毎戸毎月末日までに壱千ウォンずつ取金することを約束する。
- 本契員は、金壱千ウォンを、有司に直接本人が出資しなければならない。
- 万一毎月末日まで有司に出資しえない時は、次有司聚会時まで五分利息で借用しなければならない。
- 一、本契員中旅行がある時契員中に一人でも事情に依り旅行に行けなくとも、本人は契資金に恩恵を与からぬことを約束し、異議ないこと。
- 一、本契員中有司に保有してある金額に対し利息金は三分利息を定め、聚会時は理由を問わず元利金を合算し次有司に支払わねばならない。

契員（略）

丙辰年親睦契

以上五人

西紀壹千九百七拾六年五月初武日

#15 親睦契

名单(略)

有司順番(略)

扶助収集者名单

一次 62B' 44 母親初喪時

72F 64 大人初喪時

86K 71 娘結婚時

10B' 54 母親祭祀時

91N 35 丈人初喪時

78B' 55 子結婚時

契條約

- 一、本契員は本洞転入者だけが加入しうる。但し、身寄りのない姓氏は加入を許容する。
- 一、契總会は年二回と定め時により臨時總聚も開くことができる。
- 一、○○○○○○○○永遠に忘れず、いつまでも仲良く団結しよう。
- 一、契債金は春秋を基にワカメ一枝「枚か?」の市場時価に依つて金額を擧出する。
- 一、金額有司は、契員から選択し三人以上の人員で当たり、相互に責任を持つようとする。

- 一、金額は年二回総会にいったん集め、再び貸し出す。
- 一、本契扶助は、白米二斗で、扶助年月は一九七一年九月からとする。
- 一、主要な目的は、山飯であり、当本人の要求に依り扶助し、挽旗一張、酒一升、外地扶助は酒で行なう。
- 一、定期総会でも臨時会でも不参加者は当日下記だけは負担する。
- 一、契扶助は山飯契で、本人の父母がない時妻父母、「妻の」両父母がない時本人の子息にすることができる。
- 両父母中一人でも存命なら子息に扶助することはできない。
- 一、当本人が要求した場合、婚礼喪礼を問わず、契全員が身上「身をもって？」助力しなければならない。
- 一、山飯は南北を分け「本人と反対の側が」山飯を行なう。
- 一、本洞から他地に移居する時には、扶助を受けた人に限り、契餘金から扶助していない人のために、割当の金額を予め出さなければならない。
- 一、本契員は途中で離脱する時契金の恩澤を一切享けることができない。
- 一、契扶助をする時には、契員中二人以上保証人を立て、請求書を契長および総務に上書した後、扶助を受けることができる。
- 一、契金は有司が保有し、次の契聚時には引き継ぐようにする。有司は契長および総務に約束證を渡し、有司が保有した個人印章を引き継ぐ。
- 一九七一年四月九日付けの契聚時91N35、48F50二人の転入を契員が同意した後、新加入した。加入金壱千五百ウォンずつ徴収した。
- 一、扶助拠出金を扶助に使った後の餘金は一ヶ月間だけ保有し、その後は利子をつける。

乙酉年九月十五日

総務 17 Q 47

有司 72 F 64 財務員

" 80 E 42

契員一人当參百ウォンずつ挙出金合計六阡六百ウォン

一、金參百ウォン 九月十五日 72 F 64去。

庚戌年四月十五日有司26B'69、88B'31、72F'64元金六阡參百ウォン乙酉年九月十五日六ヵ月間利子毫阡八百九拾ウォン庚戌年三月十五日入合計八阡毫百九拾ウォン。

一、金八阡ウォン 三月二十一日 16 H 42去。

(以下略)



老人契約の集り。収支決算読み上げ中。

敬老契 通常は老人契と称され、東浦で六十歳を過ぎた男の老人が全員加入する。この費用は、ワカメの岩ひとつ分を充てているので、洞契の一種とみることもできよう。年二回定期的に集まるほか、予算に応じて隨時臨時集会を開き、駄走を食べ一日を楽しむ。毎年二名ずつの有司が輪番制で選ばれ、会計の任に当たると共に、多くはその家に集まる。基金は、会員および外部に貸し付け、契会ごとに当日の飲食の費用と共に会計報告をし、皆で計算するのも、他の契と同様、ご駄走が始まる前の重要な行事である。

なお、名称の上から区別しえないが、これら二十一名のうち、有志十名が別に契（#17）を開いている。会計はもちらん宿や当番も全体の老人契とは別個に運用されている。

#16 敬老契

敬老契の帳簿は、契員名簿とその財産の収益のみ記し、普通初めの頁にある契則が脱落したのが載っていない。参考のため甲寅年（一九七四年）の記事を載せておく。

甲寅年拾二月二十二日

東浦洞

表紙

敬老契

契員姓名

契長

敬老契

23	86	68	41	84	79	7	36	A
A	K	A	L	B'	F	G		
69	71	79	75	72	81	80		86

25	5	44	82	73	72	89	6	B'
F	B	P	I'	A	F	I		69
62	63	63	64	64	64	66		

甲寅年四月二十二日臨時契會

當日下記〔宴會費用〕

五仟八百貳拾圓

有司保有金二仟四百六拾圓

屏風稅 金二仟圓 28H 55利子二百圓

壹仟百六拾圓を有司が入債した

甲寅年潤、四月貳拾一日正式契會

前在金八萬七仟〇五拾圓

利息貳萬〇八百四拾圓

并本利拾萬〇七仟八百九拾圓

老人旅行費參萬壹仟參百六拾圓

當日下記壹萬壹仟貳百七拾圓

實在金六萬伍仟貳百七拾圓

同日分給 潤四月二十一日

一金參萬八仟四百九拾圓 26"
26 B 69

26"
47 A 68

54 A 61
90 B 62
59 B 63

一金它萬六仟百七拾圓 40 A 37

一金參仟六百六拾圓 C

一金六仟九百五拾圓 54 A 61

新有司 86 K 71、6 B' 69

甲寅年六月十日臨時契會

前在金六萬伍仟貳百七拾圓

40 A 37 金元利金合壹萬七仟參佰圓内

七仟參佰圓を下記のように除き

差引残合六萬〇壹百拾圓

有司任置仟〇拾圓

甲寅年九月二十八日臨時契會

前在金六萬七仟貳百拾圓

當日下記八仟七百九拾五圓

差引残金五萬八仟四百拾五圓

七十四年度和布代金五萬圓

をもらい女老人契に貳萬圓分けてやり

餘在參萬圓

元利金和布代金合計八萬九仟四百拾五四

同日分給

一金參萬八仟四百九拾圓 26 B["] 69

七四年七月二十一日

一金七仟五百圓 26 B 69 九月八日

一金六仟九百五拾圓 54 A 61 閏四月二十一日

一金仟圓 89 I 66 八月十七日

一金參萬圓 和布岩代金条

有司 86 K 71、6' B' 69

甲寅年十一月八日正式契會

前在金八萬九仟四百拾五圓

利息壹萬仟百五拾壹圓

當日下記九仟四百八拾圓

并本利金拾萬〇〇五百六拾六圓

當日下記を除き差引残金九萬仟〇八拾六圓

實在金九萬六百〇七圓

同日分給

一金五萬八仟圓 26 " 69

一金九仟百四拾圓 54 A 61

一金壺仟百參拾七圓 89 I 66

一金壺萬圓 59 B 63

一金壺萬圓 87 A 40

新有司 23 A 69、 89 I 66

一金貳仟參百參拾圓有司任置

甲寅年拾貳月貳拾貳日臨時契會

前在金九萬六百〇七圓

利息六百七拾圓 屏風壺百五十圓

○○板稅七百圓

當日下記五仟七百八拾圓

并本利金八萬六仟四百七拾圓

女老人契 現在あるのは、一九六一年に男の老人契（敬老契）からワカメ岩の収入の一部の分与を受けそれを基金として組織したものである。老人契と同様六十歳（もとは五十五歳で「夫と共に」還暦祝を了えた者）以上の本洞居住者全員に資格があり、集まってご馳走を食べ娛樂を行ない、契員の死亡者に対して酒と旗を出すほか孝行なヨメの表彰を行なう。やはり、資金を貸し出すが、書記役として男の老人が手伝う。

女老人契測〔則〕

辛丑年〔一九六一年〕十一月 日

女老人部

一、本契の名称は東浦洞女老人契と称すること。

二、本契の目的は、回甲〔還暦〕をすぎた五十五歳以上の女老人分の相互親睦を圖謀し、生前例年二回同席、同座、同歎喜、同笑することを目的とする。

三、本契員の資格は本洞に居住する女老人で満五十五歳以上で入契することを得。

四、契会は年定期二回、陰五月五日、十一月冬至とする。

五、契資金は、辛丑年十一月本洞敬老男契より現金五万圓を扶助として得たので老女契として分立する。

六、事業は本洞中何れの家庭を問わずその家の子婦〔息子の妻すなわち嫁〕として他に萬事において模範であるような「者が居た」ら、表彰し、若し萬一契員中に逝去者が出了時は白酒一升、輓書二枚をその喪家に提供すること。

七、以上の準則に従い契員は、契長と上下心を合せ年下の婦女の模範となるよう常に履行することがこの契成立の第一の趣旨である。

八、契金に関しては壱萬圓以下の時は有司に任せ置き、壱萬圓以上の時は額に依り有司は数名に任せる。契金を他人が借り出したなら利息は三分と定め、貸出金が期日になつて返済力がない場合でも貸し替えて入金させるものとする。〔以下、契員名单（八二歳～五五歳の二十四名）および貸付、當日下記の記載省略。〕

利殖のための契 洞内ではないが、定置網が豊漁だった二、三年前、数人がその収入をマ邑の商人が音頭をとつて組織した契に加わった。⁽¹⁹⁾ 一九七九年にそれらの商店主が夜逃げをしたため被害にあつた者が四名いた。

漁村契　自然発生的なものでなく、漁業権行使の名目的主体として法律的に定められたものである。東浦では八十戸と実際の漁業従事者と大きなズレはないが、それでも契員外でワカメ岩の分配を受けている者が九名居る。つまり、旧来の洞による地先漁場の慣行的権利を法的に規定するため各洞に漁村契という組織をおき、共同漁業権として与え、漁村契長の管理下に運用させている。したがって、現実に存在、機能はしているが、伝統的な契としての性格は持っていない。⁽²⁰⁾

問題は、かつての洞による漁場支配がどのようなものであったかであるが、現在ではワカメ岩の分配や地先漁場の境界の観念などに一端を見るのみで、明確な形では把握しえない。⁽²¹⁾

本洞における契の特色

① 目的や名称により、一応上記のように分類されうるが、その機能分化は常に厳密とはいえば、洞民もこの点を別に気にしていない。例えば、ソルチヤン契と賣布契とは類似しているし、ほとんどの契でその契会および扶助を通して親睦をはかるという点では共通している。したがって、契の名称を尋ねると老人契を除き親睦契という答が返ってくることも少なくなかった。表にある名称は、契則に書かれているのか、特に特色と思われる目的に由つたもので、こうした人々の意識を必ずしも忠実に反映しているとはいえない。同じことが東浦以外でも言えるとしたら、從来の契に関する研究においてしばしば見られる細分類は、こうした特徴的であっても部分的な要素に捉われた形式分類に終る恐れがあるのではないだろうか。

むしろ、個人が任意に組織するもの、洞契や本洞の敬老契のように有資格者全員加入のもの、漁村契のように自生的でないものに質的な差異があり、機能や目的については名称にこだわらず、その実態から複合的に捉える必要があ

(22)
ろう。

② 洞内の契への信頼感は、その人間関係が洞外とは異質のものという認識を前提としている。そうはいつても契の運用に支障を起こすことが全くないというわけではない。実際に、掛金滞納によって契がつぶれるケースは洞内では聞かなかつたが、共有資金がこげついて、受領予定者に渡すことが出来ず騒ぎになつたことがあつた。

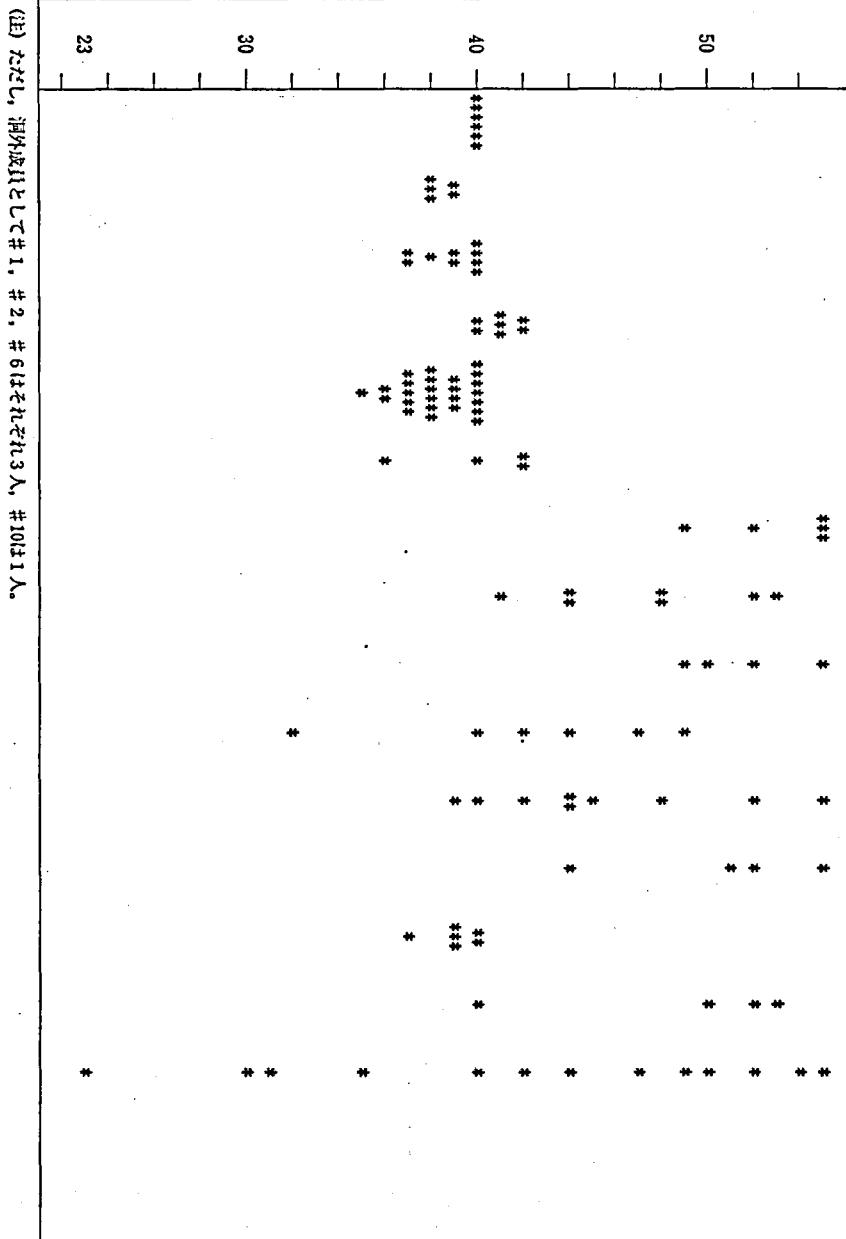
③ 婚姻契は、26[#] b 52 が最後に残つたが、〔26〕でも結婚式をあげることになり、基金を受け取らうとしたところ、貸し付けた相手はその日暮して取り立てられない。しかも、貸付け記録を26[#] b 52 の夫26[#] B 69 が持つたまま契会で皆に見せなかつたので、取り立ての催促や更新をしないまま年が経ってしまった。それで契会を開いた時26[#] b 52 の要求に、他の者は文句をつけたものの、結局すでに払ひ了つた契であるが改めて一戸五百五十ウォンずつ集め〔26〕に渡した。

このように、洞内の契と洞外の契とが信用度の上で区別されていることは、その人間関係の在り方が異なつたものとして意識されていることを反映している。つまり、貸出金のこげつきに際し、その貸付に責任のあった受取り予定者の一方的責任とせず、契員の二重払い込みという形で負担し、借り手もその場では激しい非難の矢面に立つたが、洞での生活を続けている。洞外で行なわれている契であれば、先述のY邑の場合のように契は支払つていらない者の倒産ないし夜逃げにあうと、機能を停止し未受領者の丸損という形で解散するのが普通である。

④ 契の年齢分布をみると、表12のように三つのパターンがある。その一は、#1～#7の同年または十歳以内の同齡層より成るもの、その二はそれより幅は拡がるが一定の幅をもつもので、これには#8～#13のほか、六十一歳以上の老人契#16、#17がある。その三は#15のように年齢と全くかかわりのないものである。

表12 東浦の妻の年齢分布

性 別 年 齢 号	表12 東浦の妻の年齢分布																
	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7	#8	#9	#10	#11	#12	#13	#14	#15	#16	#17
86	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
80	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
70	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
60	***	*	*	*	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***



(注) ただし、洞外成員として#1, #2, #6はそれぞれ3人, #10は1人。

同甲契でなくとも同年齢層より成る契が少くないのは、韓国社会特有の年齢層序制によつて契の集会で自由にふるまえるからで、第二の場合も発起人など核となる部分は同年齢層であるのが普通で、年上の者も契会ではある程度若い者に自由に振る舞わせている。第三の年齢と無関係の拠りをみせていく#15は、移入者を中心には有力氏族A、B、Cに対抗する目的で結成された親睦契である。

また、同年齢層の契が四十歳前後の若い者が多いのは、同年齢層で結成したものが次第に年が経つにつれ世代交替で拡散していくことにも由るのでないかと推測される。

④ 契の数も村落の特性を反映していると考えられる。表10にあげた十七は、筆者が一年滞在中に何らかの形で参加したものであり、調査初期に気づかなかつたものや洞外で集まつたものもあるとして、その倍にのぼることはないと思われる。これは全南珍道のほぼ同じ戸数の龍山里における一三〇組という数とは対照的に少ない。その理由として、本洞の漁業が忙しくほん一日を費やし遊ぶ契会を多くもつ余裕がないこと、また契を開くことが仕事を怠けているとみられかねない真面目な雰囲気があげられる。⁽²³⁾ また、より根本的には、村落内の集団や個人の人間関係のあり方が、龍山里のように契による調整機構を必要としていないと見ることが出来るかも知れない。東浦でも複数の門中があり同じ父系集団に属しているか否かが重要な行動基準となりうるが、普段は、それよりも個人関係が前面に出でて、龍山里におけるような集団を背景とした緊張関係はそれほど強くない。

⑤ 保有契の数が個人によつてかなり差があることも特色のひとつとしてあげられる。契結成は、経済的必要や余裕なども条件となっているが、より根本的には個人のおかれている社会的状況とも関係があると考えられる。経済的には、最近漁協や農協などの金融機関が身近な存在となり、また小額の場合洞内のセマウル金庫などができる、少なくとも借りる場合には低利で資金の手当がつけられ、かつてほど契に依存しないでも済むようになった。また、都市や

名所を旅行するといった娯楽的要素も以前以上に強まっている。しかし、洞内の契が結ばれているのはこうした経済や娯楽のためだけではなく紐帶の確保と強化を目的としている場合もあるのではないだろうか。

いざれにせよ、契の数の多少の問題は李（一九七六）があげている人間関係の信頼度や同族組織の有無のほか、契の必要度や余裕といった要因や、金（一九八〇）が指摘している両班同姓村落が各姓村落かという村の性格ともかかわってくる問題である。ただ、この村の類型としては、両班村落と常民村落、單姓村落と複姓村落という二つの異なる次元に分けて考えるべきであり、東浦の場合は、常民複姓村落の事例として、複数の「同姓集団」（父系集団）との関わりが、両班複姓村落や常民单姓村落の場合と対比されることによって一層明らかになると思われる。

次に、契だけでなく生業関係のグループも含めて個人の選択に差異がみられるかどうか検討してみよう。

五、おわりに

生業や契で仲間を集める場合、どのような選択が行なわれるのであろうか。常に一定のメンバーを核とした閑のようなものがあるのだろうか。それとも、生業や契の内容によって異なる人々が集まるのだろうか。本洞には複数の父系親団があるが、グループ形成にどのような影響を与えているのだろうか。こういった問題を明らかにするため、各世帯ごとに関係しているグループをぬき出し、その構成に対応関係がみられるか否かを検討した。

まず、何らかの作業、契など協同に参加している度数では、表13のように0から9までかなりの幅がみられる。ただし、作業は網羅的なものでなく、農繁期など人が集まっている時にチェックしたものなので絶対数は別に意味はない。

表13 1世帯当たり各種グルーピング加入数(含契)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
世帯数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
加入数 世帯	7G												
5													
10													
15													
20													

(注) 図中の記号のうち、数字は世帯番号、アルファベットは所属家族集團を示す。

表14 1世帯当たり契加入数

東洋の生業と協同

		加入者数		世帯数	
		1	2	3	4
6	7G				
5					
4	26B' 58A 71B'				
3	35B 43C 51C 80E 81E 96E				
2	1B' 2B' 3A 6B' 17Q 19E 21B 37C 41L 46B 56B' 62B' 68A 69D 72F 74E 75D 78B' 82I' 84B'				
1	4A 11G 12C 14B' 15C 16H 20A 23A 24B' 25F' 28H 31I 32L 33B' 34F' 36A 38D 40A 42J 47A				
0	5B 8H 9B' 10B' 13A 18A 22B 27C 29M 30E 39I' 44P 45D 49K 52E 54A 55J 57B' 59B 61A				
		5	10	15	20
66K 87A					
48F' 50N 53I 60A 66B' 77A 79F 88B'					
63B' 64E 65D 67B 70M 73A 76B' 83F 85A 89I 90B 91N 92R 93B' 94G 95C 97F 98D 99D 100A					
25	1	3	6	22	
30	1	3	6	23	
35	1	3	6	23	
40	1	3	6	23	
(注) 有資格者全員加入。親睦会、老人会を除く。					

表 15 協同参加数姓氏別内訳

	A	B	C	D	E	その他 (B', B'', F~R)
世帯総数	19	8	7	7	9	50
1世帯参加数	2.8	2.3	3.6	4.3	3.1	2.7
内契参加数	1.0	0.9	1.4	0.7	1.2	1.1

いが、とくに参加数の多い世帯（度数6以上）にマージナルな姓が多いように見える。

加入している契の数は、表14のようになる。やはり、3個以上の契に加入している10世帯のうち、A姓からは58Aのみである。Eの3例はEの占める割合からみて大きいが、E姓自体相互に関係のうすい三グループに分かれている東浦においては周辺的な父系集団に属す。契の加入数について最も注目されるのは、未加入が四〇ペーセント、一個以下で、七〇ペーセント弱に達することである。調査済れが若干あるにしても、契が本洞内の人間関係の調整的機能を果たしているとは、全世帯に関する一般論としては言えない。意味があるとしたら、一部のとくに多くの契に参加している世帯についてであろう。また、これらの属している姓氏が、G、B'、B''といった周辺的弱少姓氏であることに何か意味があるのだろうか。たとえばAのように規模の多い姓氏ではあって契に参加しないとか弱少姓氏は全体に契を多くもつ傾向があるか否かを確かめるため表15のような姓氏別一世帯当りの加入数を出してみた。これによると特に著しい差はみられない。

次に、これら生業のグループや契相互の間ににおけるメンバーの重なり具合がどうなっているかをチェックしてみよう。

各世帯ごとのケースを照合してみると、次の三タイプに分かれる。(1)つぎの一九例にみられるよういかなりの重複をみせるもの、(2)協同に殆ど参加していないもの（表13で加入数0と1の二十五世帯）、(3)複数の協同に参加しているが、相互にあまり重複しないもの。

(1) 生業と契の範囲が重なっているのは、表16の例1と例2で、いずれも養殖ワカメと契の組

表 16 グループ間の成員の重複例

例 1 養殖ワカメ F 契 # 6	20A 36 35B 42 58A 41 68A 49 16H 42 20A 36 35B 42 58A 40 金山	Y Y
例 2 養殖ワカメ E 契 # 10	7G 40 38D 47 46B 44 69D 37 7G 40 35B 42 38D 47 41L 32 42J 49 46B 44 Y	
例 3 契 # 3 契 # 13	12C 38 40A 37 51C 40 58A 40 69D 37 71B'39 81E 40 87A 40 96E 39 X 3A 39 7G 40 43C 58 51C 40 69D 37 71B'39 96E 39	
例 4 動力船 E 養殖ワカメ F	20A 36 58A 40 68A 48 20A 36 35B 42 58A 40 68A 48	
例 5 動力船 D 養殖ワカメ H	4A 38 18A 44 95C 37 4A 38 18A 44 36A 48 67B 33 74E 52 95C 37	
例 6 動力船 B 動力船 G	64E 43 81E 40 87A 40 96E 39 2B'41 64E 43 87A 40 98D 37	
例 7 イモ掘 庭工事	75D 51 75d 45 29M 29 38D 47 38d 20 45D 53 69D 37 69d 30 99D 40 99d 35 99D 40 99d 35 29m 26 45D 53 62B'44 65d 51	
例 8 稲刈 脱穀	27C 29 27c 30 25F'62 25F'24 25f'61 20a 31 26B'69 26b'52 44P 28 27C 29 25F'62 25f'61 25F'24	

み合せである。例 1 では、養殖ワカメ F の同年齢層成員 3 名（4 名中）が、契 # 6 の中核をなしている。例 2 も同様である。次に、例 3 の契 # 3 は契 # 13 の七名中これも同年齢層四名を核として成り立っている。例 4、例 5 は動力船と養殖ワカメの組合せで、例 4 は動力船 E の乗組員 3 名が同一父系集団 A に属していく。養殖ワカメ F 四人組の構成員になってい。例 5 でも動力船 D の三人が養殖ワカメ H 六人組に入っている。いずれも同年齢層である。例 6 の動力船 B と G は、すでに記したように 64E 43 と 96E 39 の兄弟喧嘩で、動力船 B の兄が他の一人と共に動力船 G に乗り組んだものである。例 7 は父系集団 D を中心に、娘婿の 29M 29 を加えたもので、この集団のサイズが小さいこともあって、本洞において父系集団

表 17 グループ間重複の少ない例 ([7])

漁	船 C	2B'41	7G 40	62B'44	98D 37		
豪	網	7G 40	33B'48	36A 47	62B 42	68A 48	
養殖	ワカメ E	7G 40	38D 49	46B 44	69D 37	X	X
		X	X				
契	# 1	2B'40	7G 40	58A 40	81E 40	87A 40	99D 40
契	# 10	7G 40	35B 42	38D 47	41L 32	42J 49	46B 44
契	# 13	3A 39	7G 40	43C 58	51C 40	69D 37	71B'39
		96E 39					
契	# 14	1b'50	7g 40	25f'61	26b"52	31i 53	35b"62
契	# 17	6B'69	7G 80	23A 69	26B"69	41L 75	73A 64
		79F 81	82I'64	84B'72	86K 71		
		7G 40	7g 40		11g 31		
79.10.23イモ掘							

が協同作業単位をなす唯一のグループである。例8は、27C 29が農作業の応援を委の実家「25」に求めている。ただし、例7、例8ともこうした親族関係を基に契を組織するには至っていない。

以上から、同年齢層あるいは父系関係や姻縁関係をたどってのグループの形成をひとつ傾向性としてみてとることができよう。しかしながら、全体としてみるとこれらの例はむしろ少数派である。

(ア) こうした仕事仲間や契を全く持たないか、一個だけの世帯が二五にのぼる。これらは、老人の一人暮しや夫婦だけ、あるいは未亡人が魚を行商して生計を立てている者が大半をしめている。つまり、漁業や農業での協同を必要とせず、また契などに参加する余裕もない場合が多い。

(イ) 複数の協同に加わっているものから、半数以上メンバーの重複のみられる9例（関係世帯数は15）を除いた残りは、若干の重複の認められるものから、殆ど重複の認められないものに分かれる。後者は自分に関係するいくつかのグループをあえて重複しない人脈で構成している点で興味深いので、「7」に関するものを例として、表17に掲げる。のべ九グループ四十名のうち、重複しているのは三組六名にすぎない。(ア)の六十世帯のうち三分の一強は、このような重複の少ないものである。

以上から、東浦の生業や契において特定グループとして頗ぶれの固定し

た集りは、むしろ少ないといえる。そして協同の行なわれる場合も多くは、生業や契の目的、機能によって異なる顔ぶれの者を集める。父系集団の存在は、若干のグループに反映しているほか、移入者など弱姓氏で契^{#15}を結成したことにもみられるよう、無視しえないが、大部分のグループにおいて特定の父系関係に集中するというよりは分散的である。生業や契などの活動においては、同年齢層の関係が中心となり、父系集団は分断されている。一方、これららのグループが父系集団を結びつけ村落社会全体の統合をもたらしていると推測するには、これらのグループへの参加度にムラがあり、グループ構成も流動的である。むしろ、東浦において多くの経済活動は、各世帯単位で行なうのを原則としており、それで不足なものが種々の紐帶をたどってグループを形成しているといえよう。

以上、東浦の経済活動について述べたが、資料の提示を主としたため論の展開が不充分な点が少なくない。たとえば、各グループの重複が全体として少ないにしても、特定の個人が結節点となってグループをつづり合わせてゆくようなインターネット⁽²⁾の原理による結合は充分究明しえなかつた。また、これまで他地域での研究に照らしての考察が欠けているが、今後別の形で取り上げたいと考えている。

註

- (1) 未成(一九八二) 参照。なお、資料は一九七九年三月二十三日から一九八〇年三月二十五日までの、約一年間にわたる現地調査に基づいている。本洞に関する地名と人名は洞名も含め仮名なし記号で表わしてある。また、経済や法律に関わる記述は公証力をもつほど厳密なものでないことを断つておく。
- (2) 韓国の平均隻数、トン数、動力化率は、一九七六年のもので、林光淳(一九八一、四七頁、五一頁)による。
- (3) 未成(一九八二、一八三一八六) 参照。

- (4) 未成(一九八二、一六一一六一) 参照。
- (5) 未成(一九八二、一一〇〇) 参照。
- (6) 未成(一九八二、一八三) 参照。
- (7) 未成(一九八二、一六〇一一六一) 参照。
- (8) 洞の人によれば、ワカメの養殖技術は十五年前日本から釜山に伝わったという。因みに、日本でのワカメ養殖の開始も二十五年前にすぎない。
- (9) ワカメの乾燥には、ヨシズ状の木または金網ばかりの干し台を使い、日本のようないも状にはぐさず、板状のままその枚数単位で売買される。
- (10) ワカメ以外の雑草や雑貝類がつくるを防ぐため、十月ごろ、岩を白くみがく。浅いところは、先端に刃物をつけた棒でみがくが、深部は専門の潜水者に頼まざるをえない。忙しい時は親戚優先なので、その関係があるか否かは、深いところにある岩に応札するか否かの要因のひとつにもなる。
- (11) 洞民の話によると、この笠は伝統的なものではなく最近日本から伝えられた技法であるといふ。
- (12) 43 C 58について、未成(一九八二、一五七一五八) 参照。
- (13) 東浦では、組のことを「牌」と称しているが、ここでいう労働組織とは別の意味である。トゥル(ture)という言葉を出して、洞の人々に異同を確かめたが、トゥルという語は知らないと述べていた。
- (14) 雇傭関係の形をとついても、自分も手伝つてもらひのだからというフマシの場合に似た意識が基になっているため労賃も安くなるものと考えられる。
- (15) 「新品種」は収量が多いため政府で奨励している。しかし、苗の管理に手間がかかることや田植えの時期など早まり、漁繁期と重なることなどから、在来種植付けを希望する者も少なくなつたが、役場では増産のため職員が出張して説明し、ほとんど「新品種」に切り換えた。
- (16) 未成(一九八二、一六二〇) 参照。
- (17) 夫婦同伴という規定は、比較的最近になつてのものと思われる。朝倉(一九八二)は、解放前全南草島においても、契は男のものであったが、最近女性の進出が顕著であると述べている。嶋(一九八三、六六)も慶北農村の契の観光旅行に同伴

で出かける例がみられるが、これは全く新しい現象であると述べている。もともと、このことはかつて夫の契に妻が裏方として参加していたことを否定するものではない。

(18) たとえば #4 の時、結局親の葬式の扶助に主眼があるのではないかと質問したのに對し、そうではなく葬式の時にソルチヤン契の場合とくべつに何もしないと答えていた。しかし契帳には会員の家で不幸のあった際の扶助の記録があつたし、他の二つでは契則に明記してある。質問の仕方が悪かったか、あるいは生前の集りにこうした葬式の場合を連想することをきらったのかも知れない。

(19) いわゆる惡性倒産と言われている手口で、都會に逃げ、ごまかした金を元手に商売を始め産をなす者もいる。

(20) 本文一〇二頁および朴（一九八一、四一）参照。また、末成（一九八二）でとりあげた洞会も、かつては大洞契としての

性格を有していた可能性も否定しえないが、名称などの点で確認していない。

(21) 北の巨逸里で「自治法」という語を聞いたので、東浦でも尋ねてみた。かつて在ったという者もいたが、その内容や性格については明確な返答が得られなかつた。郷約的なものか、あるいは現在のワカメ岩の割当についての規定のようなもの

を含むのか、この地方のどこかの村で復原することが出来れば極めて興味深い。

(22) この点、伊藤（一九七七a）の特定集団を基盤とするものと個人の任意参加によるものの分類が参考になる。ただ、前者に含めている年齢集団としての契にも、村落内の該當者全員参加のものと任意に形成するものがありうる。

(23) 楽遊会（#8）に参加した時、36 A47 はさかんにこの契の娛樂が明日からの仕事に活力を与えることを強調し筆者に弁解していた。これは、最近のセマウル運動からきたものか、あるいはこうした東浦の眞面目な氣風に由来するのかいづれかであろう。なお、嶋（一九八三、六六）にも最近娛樂を目的とする契が増えたため「契は浪費である」という批判が聞かれるようになつたと述べている。

(24) たとえば、崔（一九八四、七九一—〇四）は、タンゴルのアクション・グループの分析で kith based action-group の存在を指摘している。

参考文献

朝倉敏大 一九八一 全羅南道都草島調査予備報告(3)——契について——『明治大学大学院紀要』第二十集、一七一三一頁

Brandt, Vincent S. R. 1971, *A Korean Village, Between Farm and Sea*, Cambridge, Harvard Univ. Press.

崔 古 城 一九八四 『韓國の農村と漁村』 東京 韓文社

Han, Sang-bok (韓相福) 1972, The Effect of Local Enterprise on Social Change in a Korean Fishing Village. 『文化人類学』 5, 255-267.

一九七四

韓國の水產物流通過程の関連経済人類学的研究『人類學論集』 1' 1日 1-6日
一九七六 農村と農村の生態的比較『韓國文化人類学』 8、 87-90

1977, *Korean Fishermen-Ecological Adaptation in Three Communities*, Seoul, Seoul National Univ. Press.

李 光 奎 一九七六 『韓國生活史』 서울대학교出版社

伊藤 亜人 一九七七a 『韓國農村社会における契』 東洋文化研究所紀要』 71-1

一九七七b 契システムにみられる ch'in han-sai の分析『民族学研究』 51-1四、 18-1-1九九頁

金 宅 圭 一九八〇 村 (village) の生活『韓国民俗大觀』 —高麗大学校民族文化研究所

益田 庄三 一九七〇 『漁村社会の基礎構造』 上・下 京都、 白川書院

一九七三 『漁村社会の生活慣習』 上・下 京都、 白川書院

一九七九 『漁村社会の変動過程』 上・下 京都、 白川書院

朴 光 淳 一九八一 『韓國漁業經濟史研究』 裕豐出版社

島陸 奥彦 一九七九 『韓國農村における生産關係』 広島大学総合科学部紀要I' 地域文化研究』 第五卷

一九八三 換金作物栽培と農村——韓國慶北星州郡の調査から——『アジア研究』 (広大) 三号、 五六-六七頁

末成道男 一九八二 東浦の村と祭——韓國漁村調査報告——『聖心女子大学論叢』 五十九集、 一一III-111-八頁

山岡栄市 一九六五 『漁村社会学の研究』 大明堂